

福崎町
第3期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月
福 崎 町

ご あ い さ つ

この度、子育て支援を重点的に推進するため、令和7年度から令和11年度までを期間とする「福崎町第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

少子高齢化が進む現代社会において、子どもたちが安心して成長できる環境を整え、子育て家庭を支援することは、町の未来を築く上で重要な課題です。

本計画は、「地域がともに支え合い すべての子どもと子育て家庭が安心して健やかに暮らせるまち ふくさき」という基本理念のもと、すべての子どもたちが健やかに成長し、子育てをするすべての家庭が安心して暮らせる町の実現をめざします。

学校、家庭、地域等におかれましても、それぞれの役割を担いながら、相互に連携、協働し計画の推進に取り組んでいただきたいと思いますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりアンケート調査等にご協力頂きました住民の皆様をはじめ、ご尽力頂きました福崎町子ども・子育て会議の委員の皆様にご心から厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

福崎町長 尾崎 吉晴



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	3
第2章 福崎町の子どもと子育てを取り巻く現状	4
1 統計からみた現状	4
2 アンケート調査結果からみた子育て支援ニーズ	12
3 前期計画の評価	21
4 福崎町の子育てにおける課題	25
第3章 計画の基本的な考え方	26
1 基本理念	26
2 基本的な視点	27
3 基本目標	28
4 計画の体系	30
第4章 施策の展開	31
基本目標1 地域における子育て支援体制づくり	31
(1) 子育て支援ネットワークの構築	31
(2) 子育て相談・情報提供体制の充実	32
(3) 地域における子どもの健全育成活動の充実	33
基本目標2 親と子の健康の確保と切れ目のない支援体制の充実	34
(1) 母親や乳幼児の健康の確保	34
(2) 食育の推進	36
(3) 学童期・思春期保健の充実	37
(4) 小児医療体制の整備・充実	38
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	39
(1) 生きる力を育む教育の推進	39
(2) 多様な体験活動の充実	41
(3) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	42
(4) いじめや不登校への対応の充実	43
基本目標4 仕事と子育ての両立の推進	44
(1) 多様な保育サービスの充実	44
(2) 仕事と子育てを両立するための社会環境の整備	46
基本目標5 子どもや子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくり	47
(1) 安全・安心で魅力ある生活環境の整備	47
(2) 子どもの安全確保のための活動の推進	48
基本目標6 配慮を必要とする子どもや家庭への支援の充実	50
(1) 家庭の状況にかかわらず、子どもが健やかに育つための支援	50
(2) 児童虐待等の対策の充実	52
(3) 障がいのある子どもへの支援	53
(4) ひとり親家庭や生活困窮家庭等への支援	55

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	56
1 提供区域の設定	56
2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	57
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	58
第6章 計画の推進	65
1 点検、評価(PDCA)	65
2 計画の推進体制	65
3 計画の周知	65
資料	66

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

子どもは、次の時代を担うかけがえのない存在です。子どもが安心して育つことができる環境、また、子どもを安心して産み育てることができる環境を整備していくために、結婚や出産・子育てに関する制度設計・職場環境の充実を図り、子育てにおける親の不安感や孤立感、児童虐待等の多様な問題に対応していく必要があります。福崎町（以下「本町」という。）においても、ライフスタイルや価値観の変化により、子育てをめぐる課題は一層多様化しています。こうした現状がある中、社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

国においては、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が施行され、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等地域の子ども・子育て支援を総合的に推進しています。待機児童に関する施策も推進されており、令和2年12月に閣議決定された「新子育て安心プラン」のもと、保育の受け皿整備の拡大や魅力向上を通じた保育士の確保等が進められてきました。一方で、少子化の進行や人口減少は歯止めがかかっておらず、令和4年度には児童虐待相談や不登校の件数が過去最多となるなど、子どもを取り巻く状況は深刻なものとなっています。

こうした状況を踏まえ、令和5年度には、「こども家庭庁」の発足や「こども基本法」の施行、「こども大綱」の閣議決定等、常に子ども目線で国や社会がどうすれば良いかを考え支えることで、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざす方向性が示されました。令和6年度には、「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」が改正され、子育て家庭への支援の拡充や体制強化が進められています。

本町においては、平成27年3月に「福崎町次世代育成支援対策行動計画」の継承を主とした「福崎町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、2期にわたって、その計画的な推進に取り組んできました。

令和6年度に「福崎町第2期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了となることに伴い、近年の社会情勢や、本町の子どもや子育て環境を取り巻く現状、計画の進捗状況等を踏まえた見直しを行い、本町の子ども・子育て支援に関する施策を総合的・計画的に推進するための指針として、「福崎町第3期子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条第1項に基づき、国が定める基本方針に即して策定します。

また、本計画の策定にあたっては、さまざまな分野の取組を総合的・一体的に進めるために、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を包括するとともに、上位計画である「福崎町総合計画」やその他関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

子ども・子育て支援法

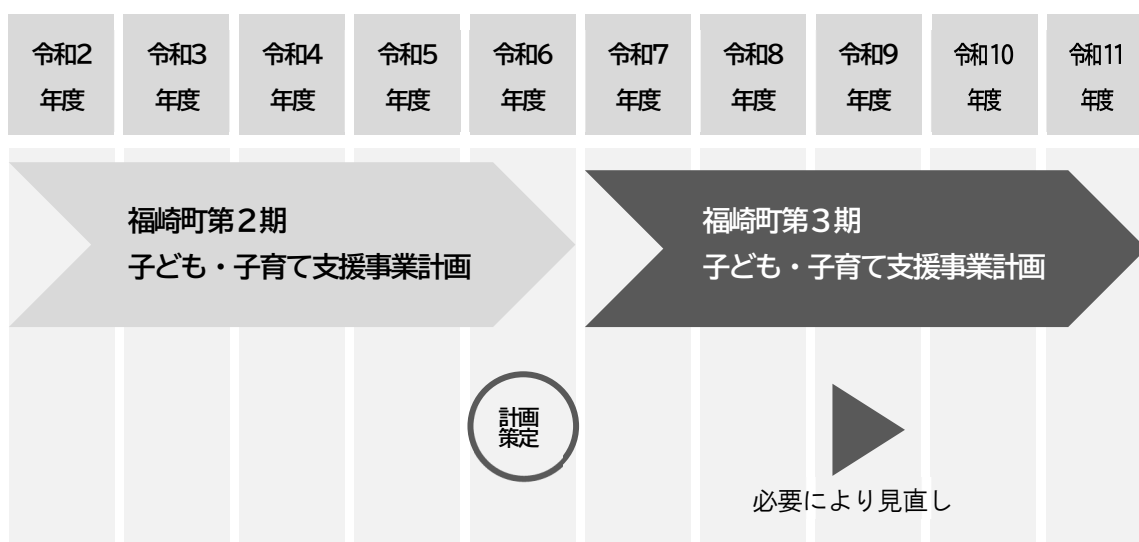
(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

計画の推進にあたっては、年度ごとに計画の実施状況を把握・点検するとともに、計画期間中であってもさまざまな状況の変化により適宜、計画の見直しを行います。



4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、組織の代表者や保護者、庁内関係団体代表者等からなる「福崎町子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に反映していくためにさまざまな意見をいただきながら、現状や課題の検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

町民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見を把握し、計画策定に役立てるため、令和5年12月18日から令和6年1月10日にかけて、就学前児童及び就学児童を持つ保護者を対象として「福崎町子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

【調査概要】

調査地域	福崎町全域
調査対象	①町内在住の0歳～6歳（小学校入学前）の保護者全員 ②町内在住の小学1年生～6年生の保護者全員 ※基準日：令和5年8月31日 ※①②の区分ごとに、複数の対象児がいる場合は、一番年齢が低い子どもを対象にする。
標本数	1,378名 (①642名、②736名)
調査方法	・認定こども園、小学校を通じての直接配布・直接回収 ・郵送による配布・回収またはウェブ回答による調査
調査期間	令和5年12月18日（月）～令和6年1月10日（水）

【回収結果】

		認定こども園・小学校配布	郵 送	合 計
①就学前児童	配布数	381	261	642
	回収数	297	142	439
	回収率	78.0%	54.4%	68.4%
②就学児童	配布数	730	6	736
	回収数	615	3	618
	回収率	84.2%	50.0%	84.0%
全 体	配布数	1,111	267	1,378
	回収数	912	145	1,057
	回収率	82.1%	54.3%	76.7%

第2章 福崎町の子どもと子育てを取り巻く現状

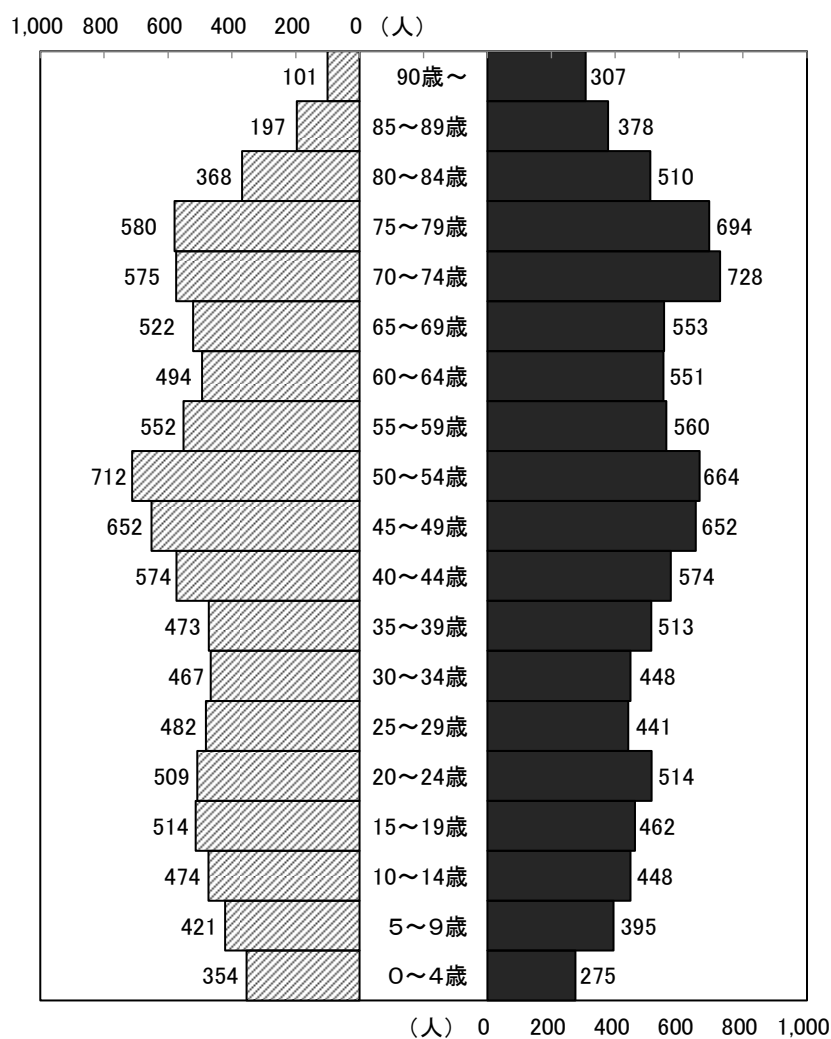
1 統計からみた現状

(1) 人口・世帯数の推移

本町の令和6年4月1日現在の総人口は18,688人で、男性が9,021人、女性が9,667人となっています。

総人口 18,688 人

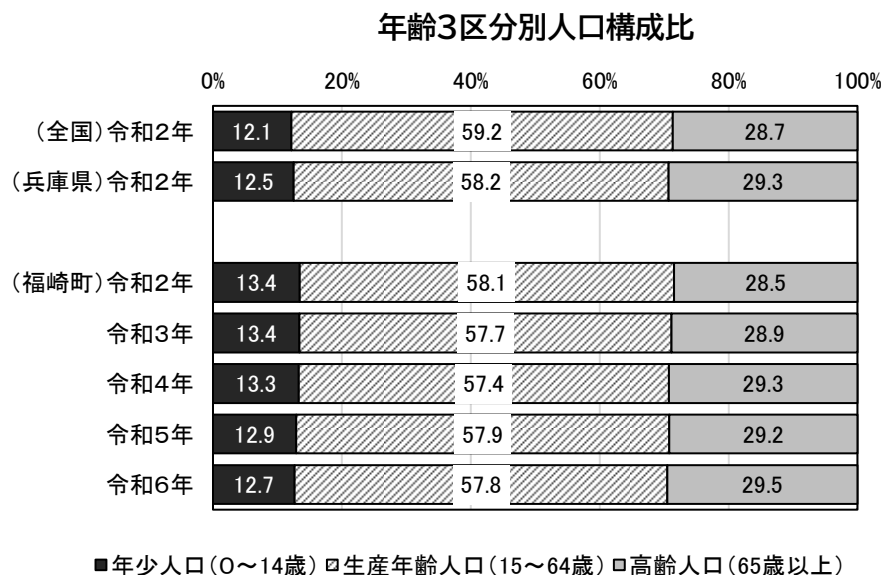
人口ピラミッド(令和6年4月1日現在)



資料:住民基本台帳

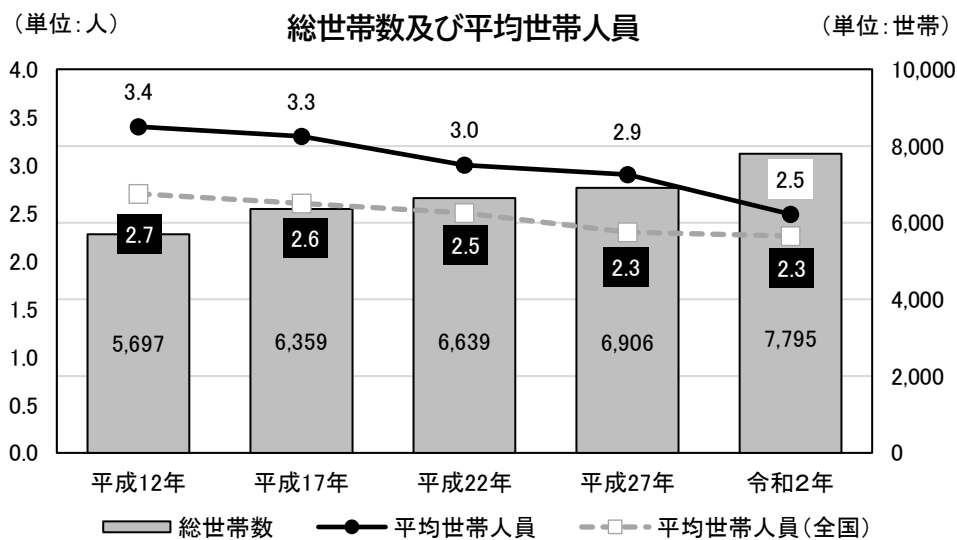
本町の令和2年の年齢3区分別人口構成比を全国及び兵庫県と比較すると、ほぼ国・県と同様になっています。

また、令和2年以降の年齢3区分別人口構成比の推移をみると、年少人口比率が減少傾向である一方、高齢人口比率は増加傾向となっており、少子高齢化が進んでいることがわかります。



資料：国・県は国勢調査(10月1日現在)、町は住民基本台帳(4月1日現在)

総世帯数は増加傾向にある一方、一世帯あたりの平均世帯人員は減少傾向となっており、核家族化が進んでいることがわかります。

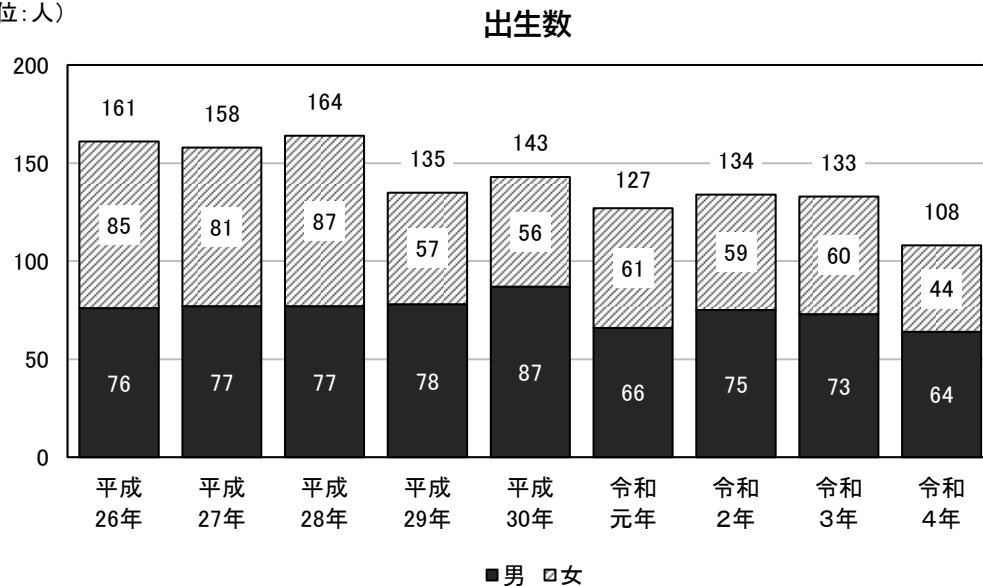


資料：国勢調査

(2) 出生の動向

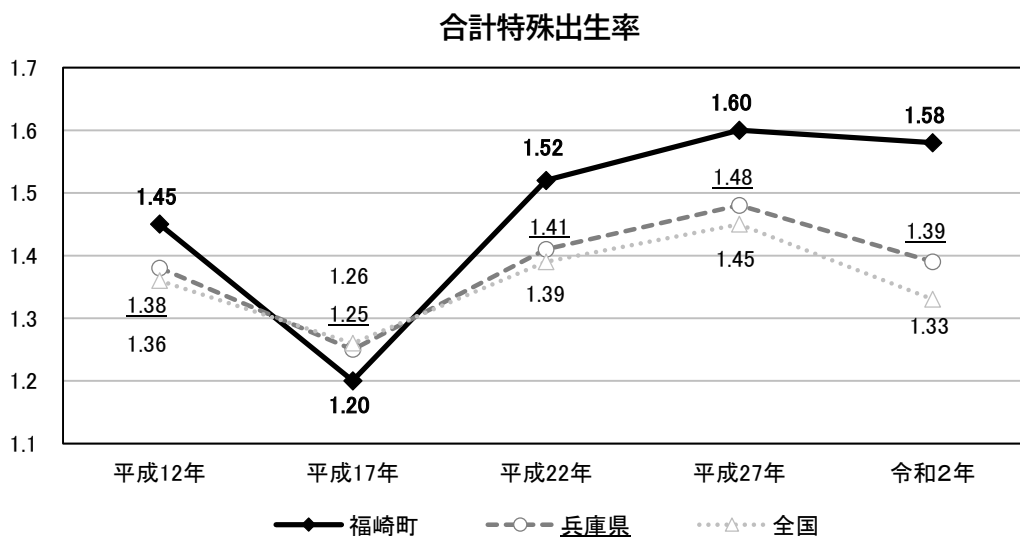
出生数は減少傾向となっており、令和4年には108人（男：64人、女：44人）となっています。
また、合計特殊出生率の推移をみると、平成17年は全国及び兵庫県を下回っていましたが、平成22年以降は全国及び兵庫県を上回っており、令和2年では1.58となっています。

（単位：人）



資料：兵庫県保健統計年報

※国勢調査と人口動態統計調査に基づき作成



資料：兵庫県保健統計年報

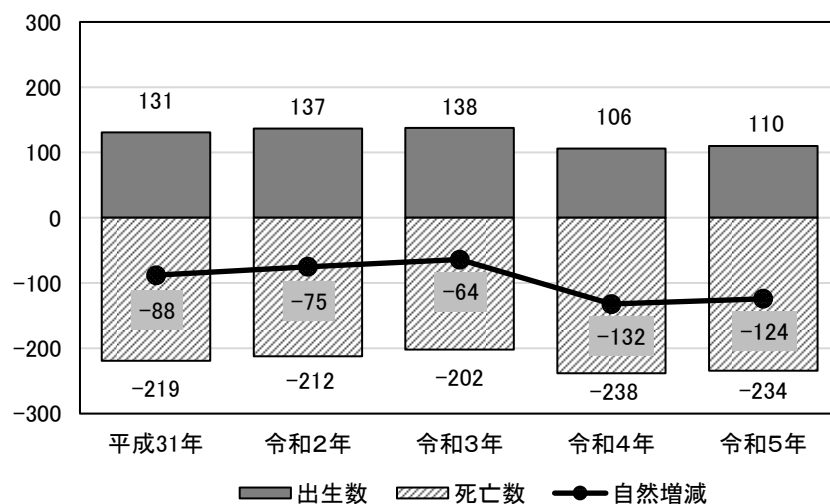
(3) 人口動態の推移

自然動態については、死亡数が出生数を上回る「自然減」が続いています。

また、社会動態については、平成31年以降は転出数が転入数を上回る「社会減」が続いていましたが、令和4年にわずかながら「社会増」に転じ、令和5年には転入数923人、転出数779人となり、144人の「社会増」となっています。

(単位:人)

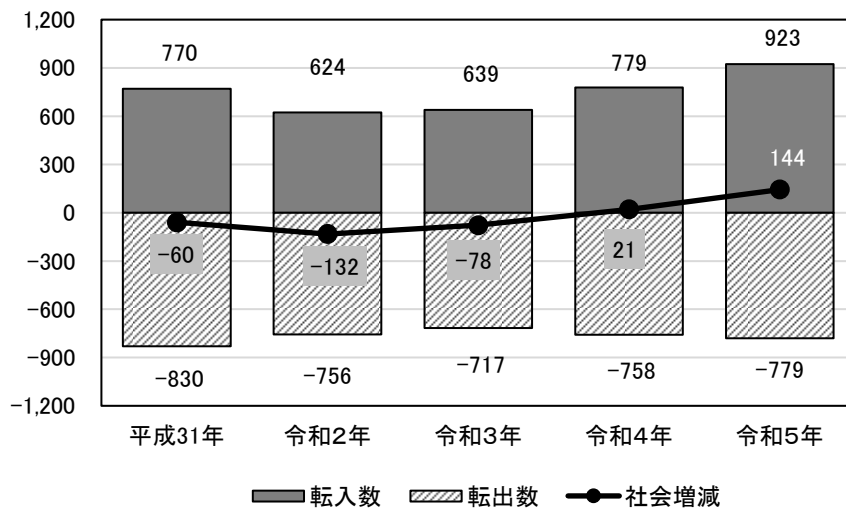
自然動態(出生及び死亡数)



資料：住民基本台帳（各年12月31日現在）

(単位:人)

社会動態(転入及び転出数)

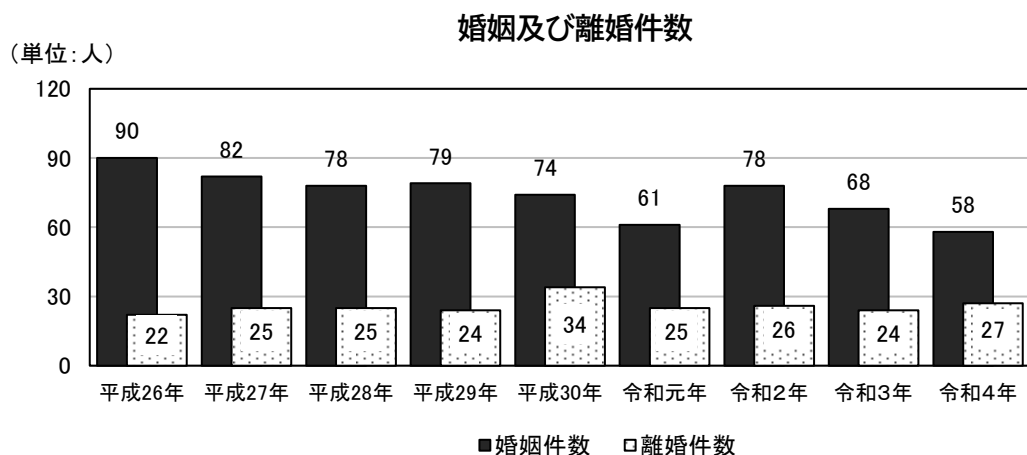


資料：住民基本台帳（各年12月31日現在）

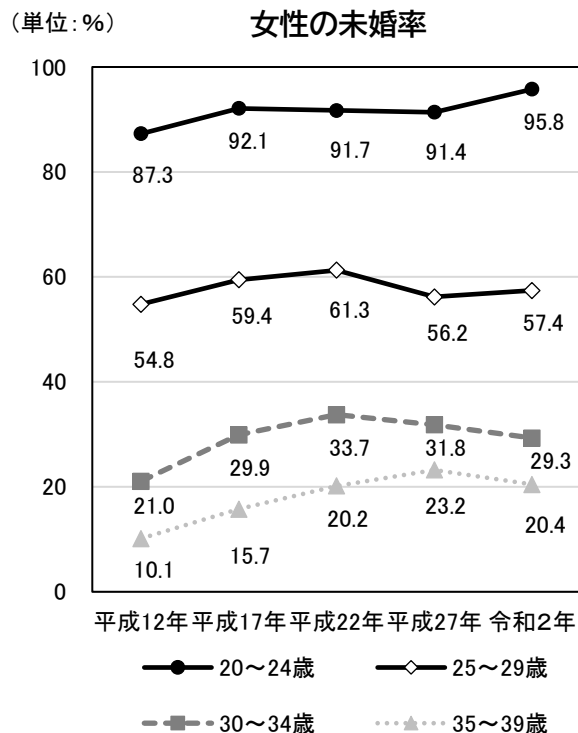
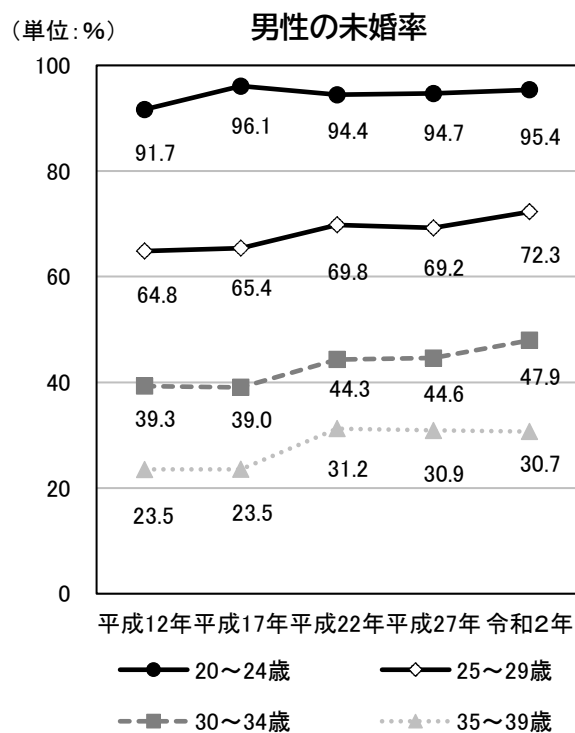
(4) 婚姻の動向

婚姻及び離婚件数は増減を繰り返しており、令和4年には、婚姻件数が58件、離婚件数が27件となっています。

また、未婚率の推移をみると、男性は概ね増加傾向となっていますが、女性は平成27年から令和2年にかけて30歳代は減少傾向、20歳代は増加傾向にあります。



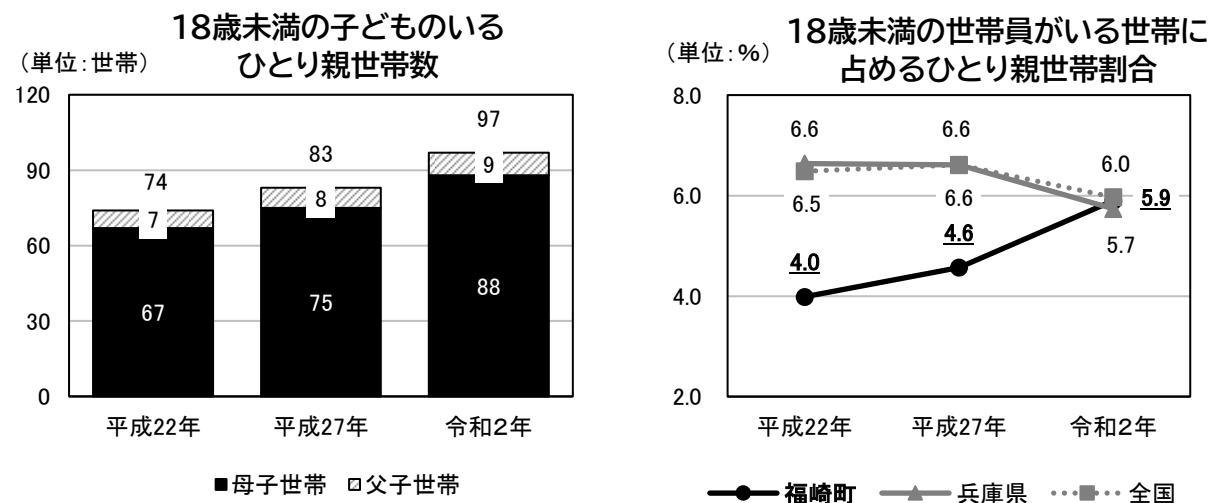
資料：兵庫県保健統計年報



資料：国勢調査

(5) ひとり親世帯の状況

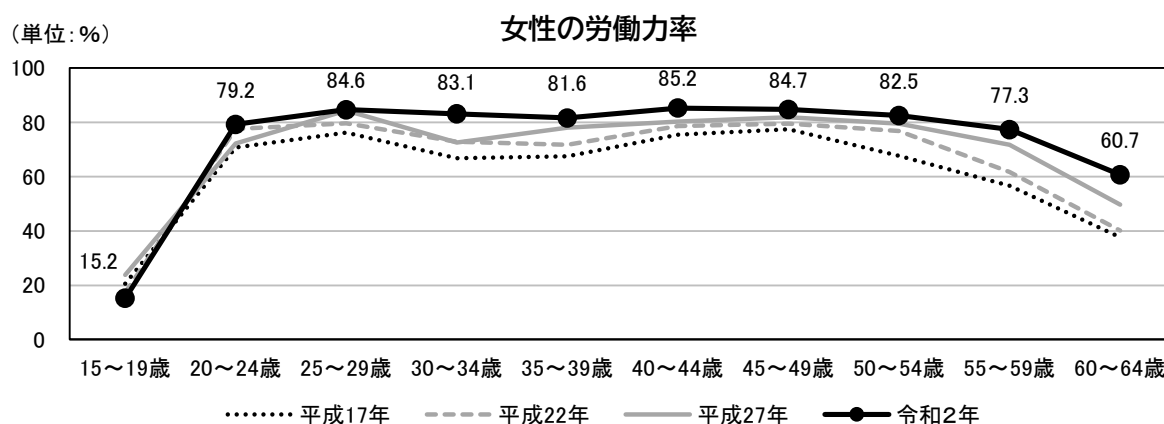
18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数は、平成27年で83世帯、令和2年で97世帯と増加しています。18歳未満の子どもがいる世帯に占めるひとり親世帯割合は、増加傾向となっており、令和2年では5.9%となっています。



資料: 国勢調査

(6) 女性の労働力率の推移

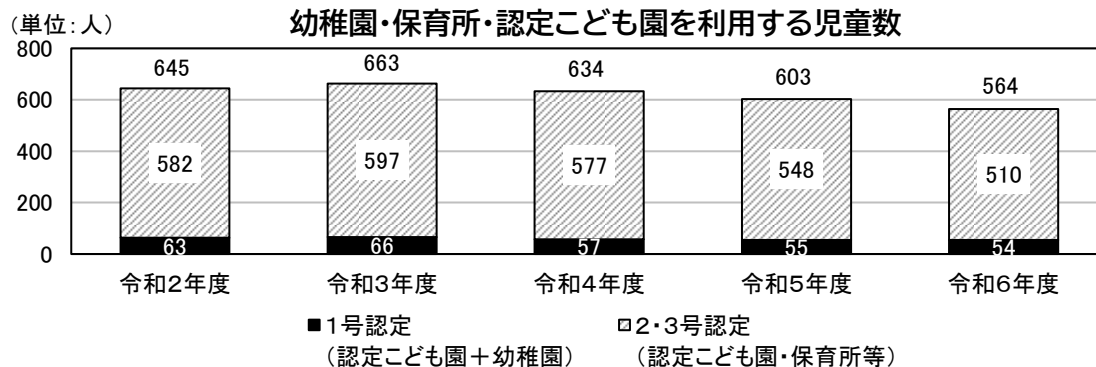
女性の労働力率について、5歳階級別に平成17年と令和2年を比較すると、30歳から39歳にかけてのカーブが緩やかになっています。これは、結婚・出産後も継続して働く人が増加していることが考えられます。



資料: 国勢調査

(7) 幼稚園・保育所・認定こども園の状況

幼稚園・保育所・認定こども園を利用する児童数は令和3年度以降減少傾向にあり、令和6年4月1日現在で564人（1号認定：54人、2・3号認定：510人）となっています。

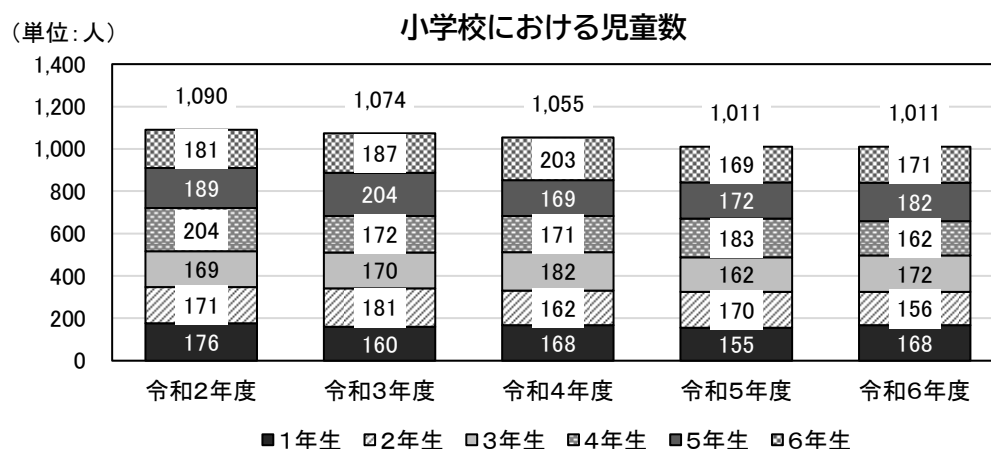


資料: 学校教育課(令和2年度から令和5年度は3月31日現在、令和6年度は4月1日現在)

1号認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合
2号認定	お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

(8) 小学校の状況

小学校における児童数は減少傾向となっており、令和6年5月1日現在で1,011人（1年生：168人、2年生：156人、3年生：172人、4年生：162人、5年生：182人、6年生：171人）となっています。

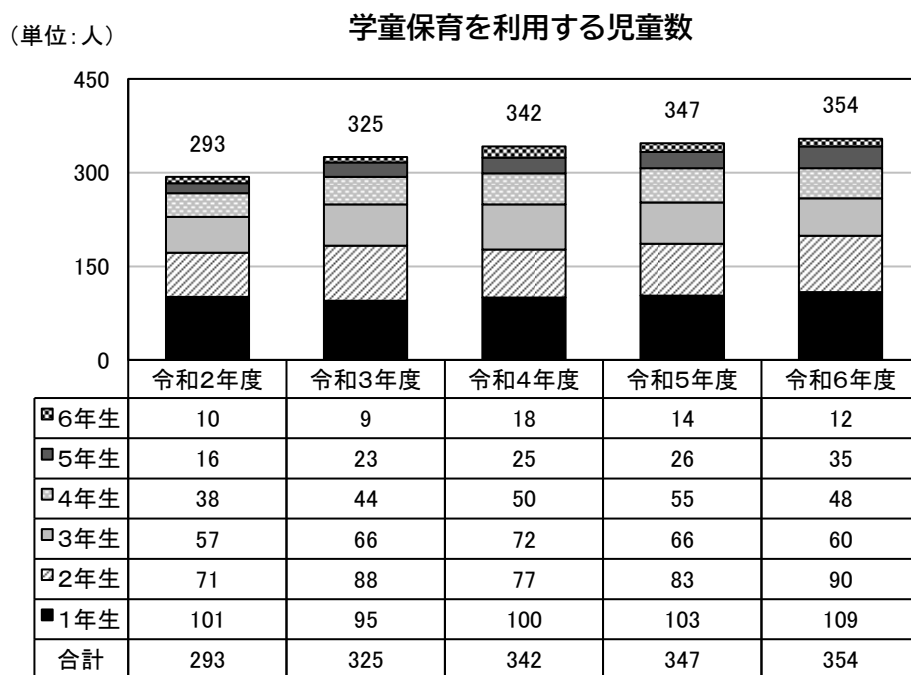


資料: 学校教育課(各年度5月1日現在)

(9) 学童保育の状況

学童保育を利用する児童数は増加傾向で推移しており、令和6年度には354人（1年生：109人、2年生：90人、3年生：60人、4年生：48人、5年生：35人、6年生：12人）となっています。

また、学童保育を利用する児童数の割合については、学年が低いほど高くなっており、全体平均も増加傾向で推移しています。



資料:学校教育課(令和2年度から令和5年度は3月31日現在、令和6年度は8月1日現在)

学童保育を利用する児童数の割合

(単位:%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	57.4	59.4	59.5	66.5	64.9
2年生	41.5	48.6	47.5	48.8	57.7
3年生	33.7	38.8	39.6	40.7	34.9
4年生	18.6	25.6	29.2	30.1	29.6
5年生	8.5	11.3	14.8	15.1	19.2
6年生	5.5	4.8	8.9	8.3	7.0
全体平均	26.9	30.3	32.4	34.3	35.0

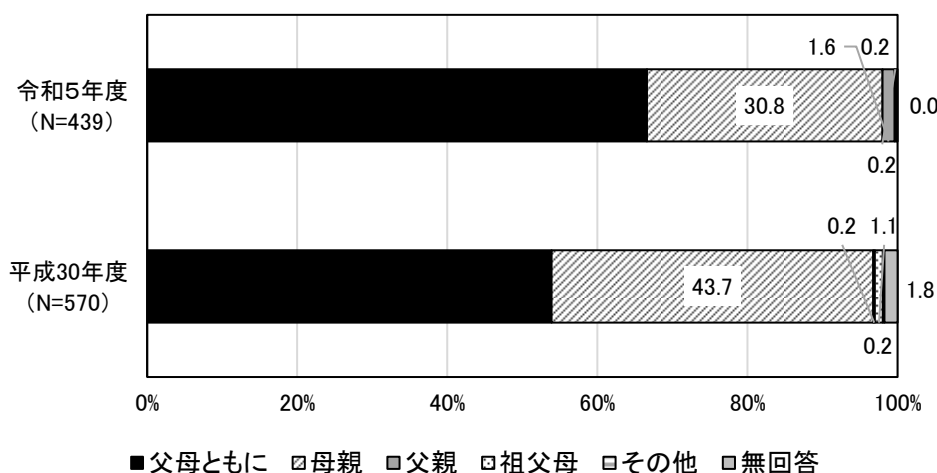
2 アンケート調査結果からみた子育て支援ニーズ

(1) 主に子育てを行う人

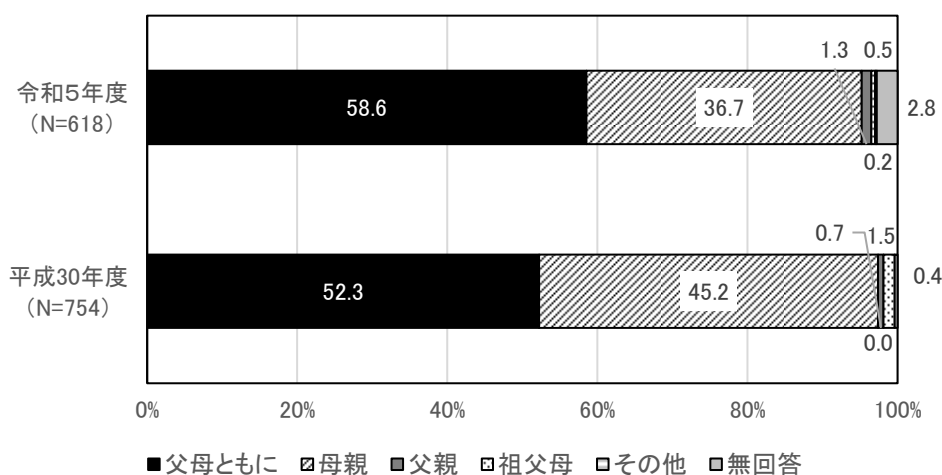
主に子育てを行う人について聞いたところ、就学前児童、就学児童ともに「父母ともに」が最も多く、就学前児童が65.4%、就学児童が58.6%となっています。

平成30年度と比較すると、就学前児童、就学児童ともに「母親」が減少しており、両親が協力して子育てをする傾向が高まっていることがうかがえます。

就学前児童



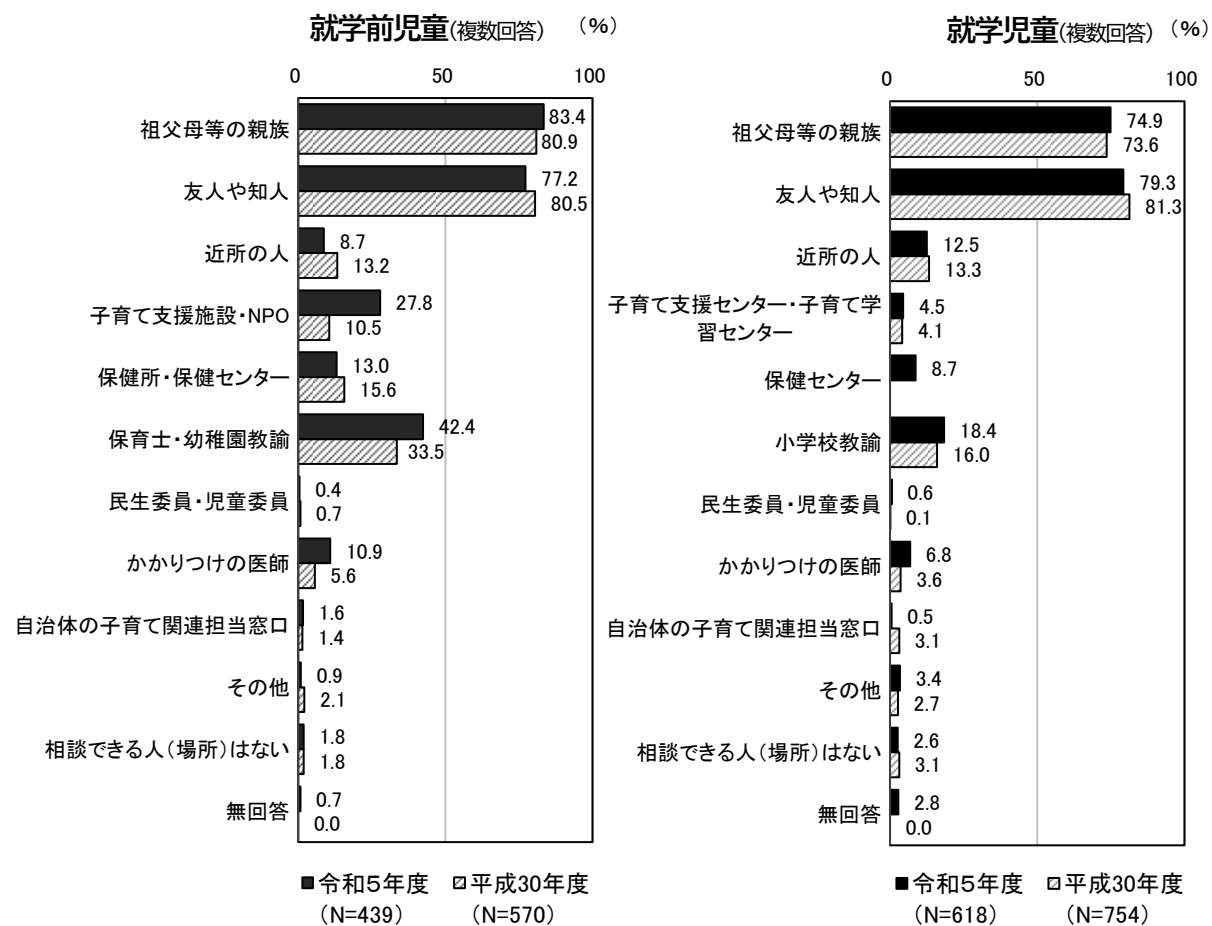
就学児童



(2) 気軽に相談できる人や場所の有無

気軽に相談できる人や場所の有無について聞いたところ、就学前児童は「祖父母等の親族」が83.4%と最も多く、就学児童は「友人や知人」が79.3%と最も多くなっています。

また、就学前児童は「子育て支援施設・NPO」と「保育士・幼稚園教諭」が平成30年度より増加しています。

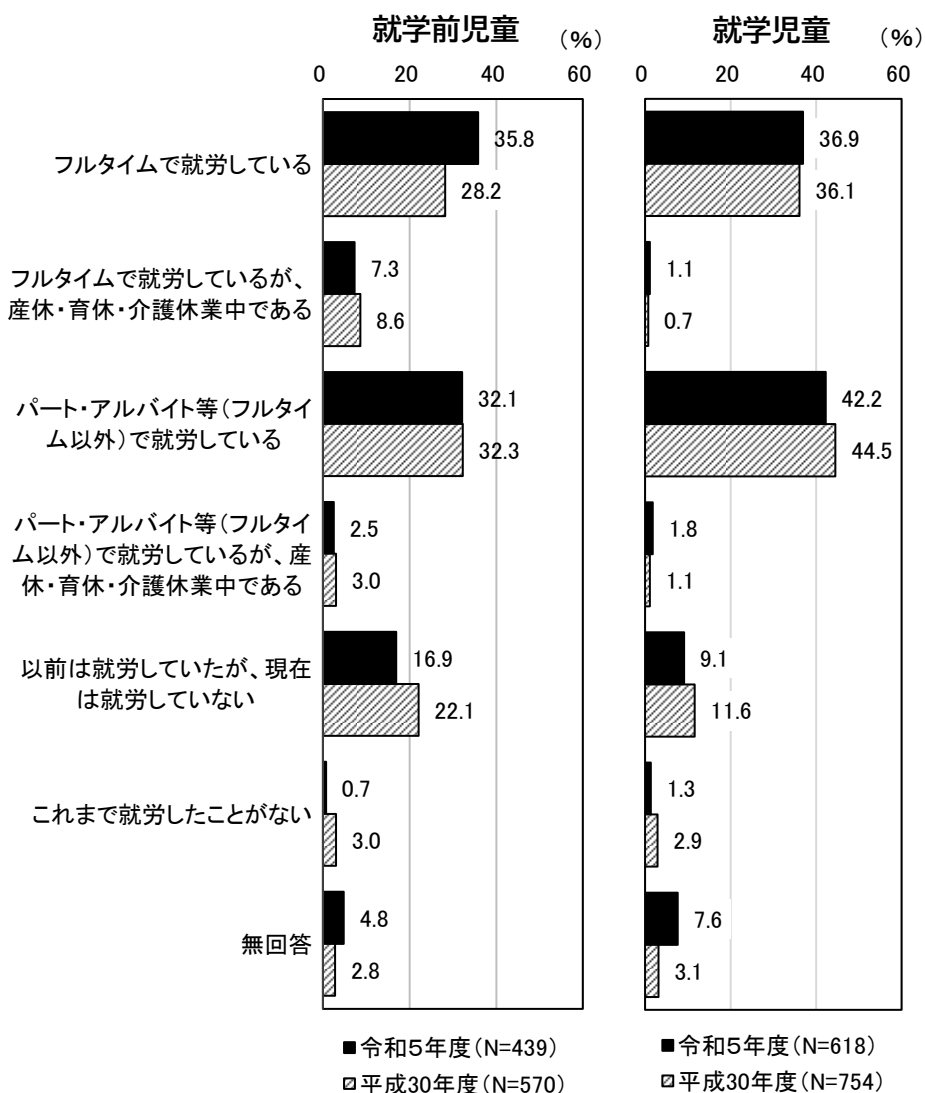


※就学児童のみ「保健センター」は平成30年度に項目なし

(3) 母親の就労状況

母親の就労について聞いたところ、就学前児童は「フルタイムで就労している」、就学児童は「パート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労している」が最も多くなっています。また、平成30年以降、就学児童においては「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労している」を合わせると7割を超えており、就労しながら子育てをしている母親が多くいることがうかがえます。

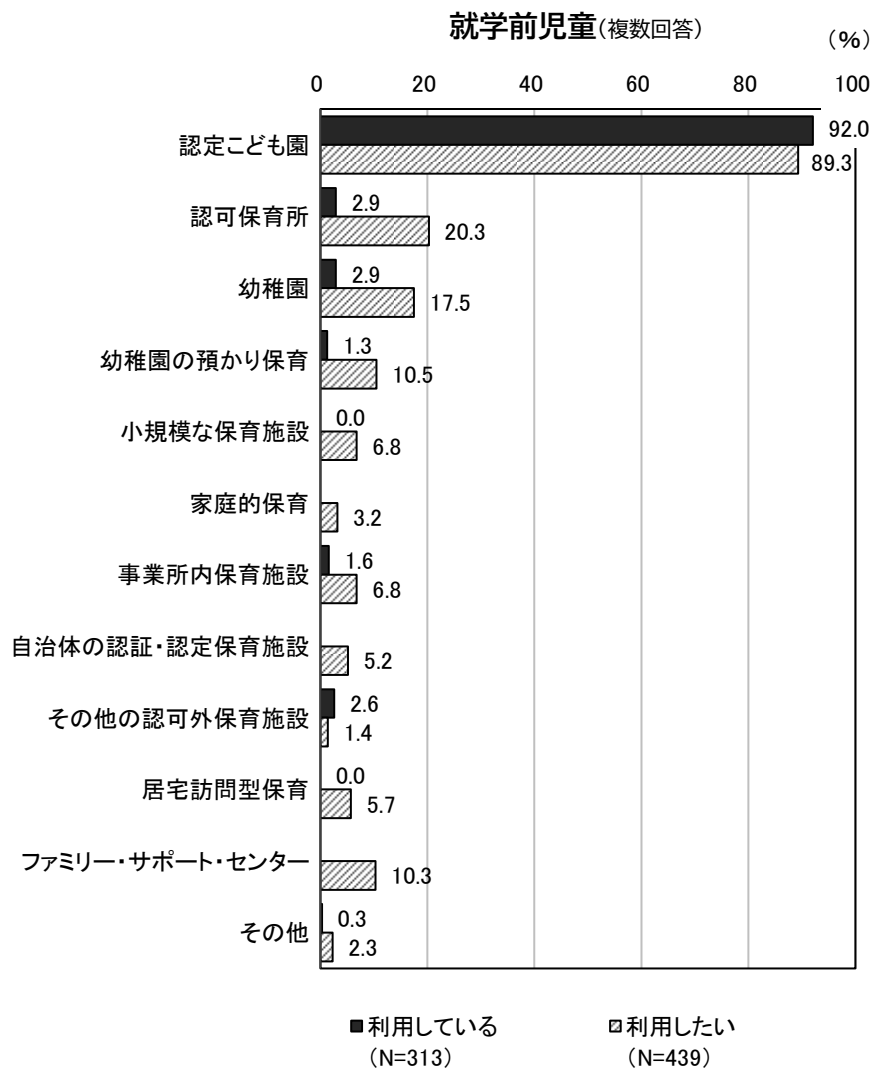
平成30年度と比較すると、就学前児童は「以前は就労していたが、現在は就労していない」が減少している一方、「フルタイムで就労している」が増加しています。



(4) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況・利用希望

幼稚園や保育所等の「定期的な教育・保育の事業」を利用している保護者に、平日の利用状況について聞いたところ、「認定こども園」が最も多く92.0%、次いで「認可保育所」「幼稚園」がそれぞれ2.9%となっています。

また、現在、利用している、利用していないにかかわらず、平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業について聞いたところ、「認定こども園」が最も多く89.3%、次いで「認可保育所」が20.3%、「幼稚園」が17.5%となっています。

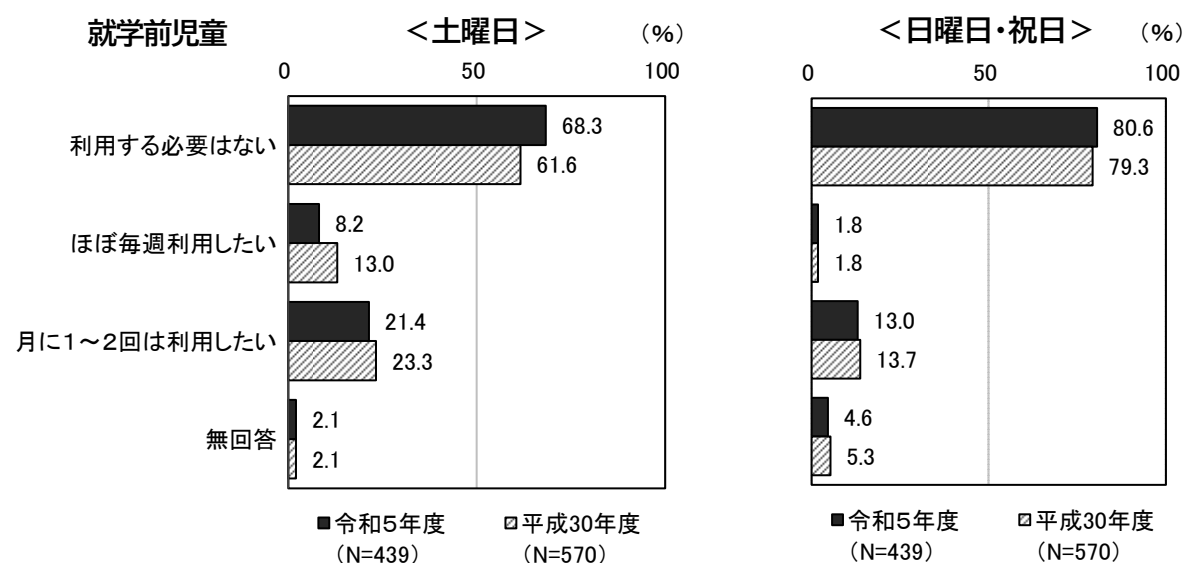


※「家庭的保育」「自治体の認証・認定保育施設」「ファミリー・サポート・センター」は現在本町では実施していない。

(5) 土曜日、日曜日・祝日の「定期的」な教育・保育事業の利用希望

就学前児童のいる保護者に、土曜日の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について聞いたところ、「利用する必要はない」が最も多く68.3%、次いで「月に1～2回は利用したい」が21.4%、「ほぼ毎週利用したい」が8.2%となっており、平成30年度と比較すると、「利用する必要はない」が6.7ポイント増加しています。

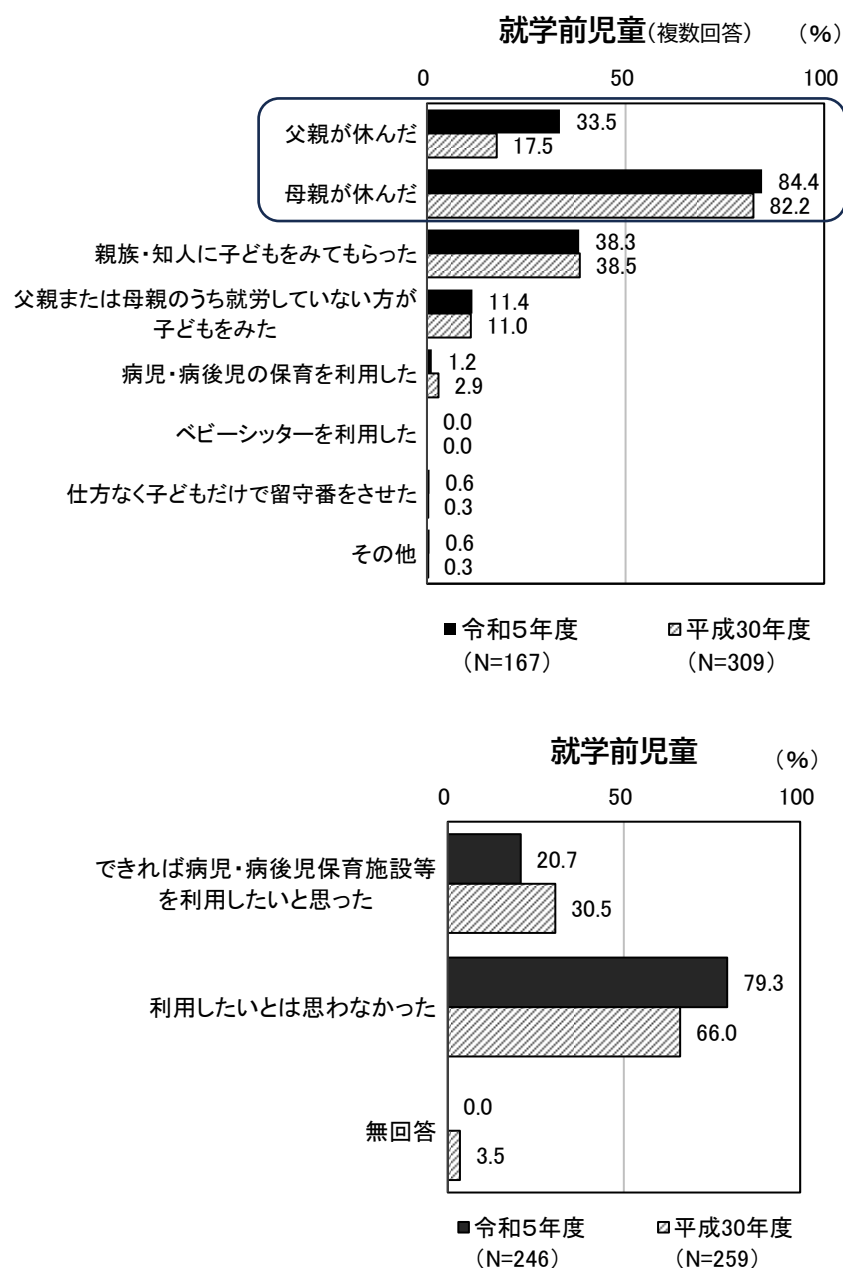
また、日曜日・祝日の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について聞いたところ、「利用する必要はない」が最も多く80.6%、次いで「月に1～2回は利用したい」が13.0%、「ほぼ毎週利用したい」が1.8%となっています。



(6) 子どもが病気の際の対応

平日の定期的な教育・保育事業を利用している保護者に、子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育事業が利用できなかったときの対応について聞いたところ、「母親が休んだ」が最も多く84.4%、次いで、「親族・知人に子どもをみてもらった」が38.3%、「父親が休んだ」が33.5%となっており、平成30年度と比較すると、「父親が休んだ」が16.0ポイント増加しています。

また、子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育事業が利用できず、父親または母親が仕事を休んだことがある方に、病児・病後児のための保育施設等の利用希望について聞いたところ、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したいと思った」が20.7%、「利用したいとは思わなかった」が79.3%となっています。

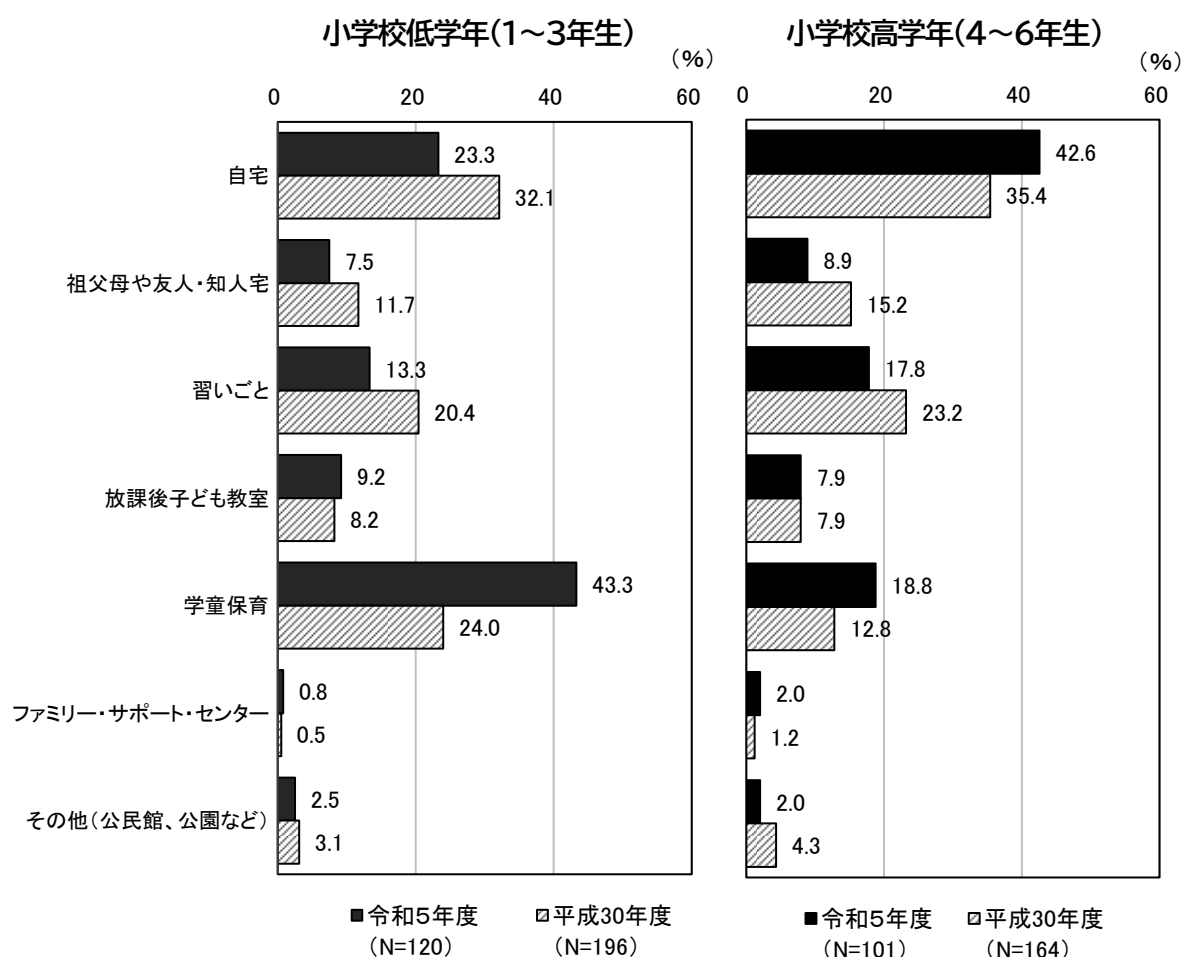


(7) 小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所

5歳以上の就学前児童のいる保護者に、放課後（平日の小学校終了後）の時間に過ごさせたいと思う場所について聞いたところ、小学校低学年（1～3年生）では、「学童保育」が最も多く43.3%、次いで「自宅」が23.3%、「習いごと」が13.3%となっており、小学校高学年（4～6年生）では、「自宅」が最も多く42.6%、次いで「学童保育」が18.8%、「習いごと」が17.8%となっています。

また、平成30年度と比較すると、「学童保育」が、小学校低学年（1～3年生）で19.3ポイント、小学校高学年（4～6年生）で6.0ポイントの増加、「自宅」が、小学校高学年（4～6年生）で7.2ポイント増加となっています。

就学前児童(複数回答)

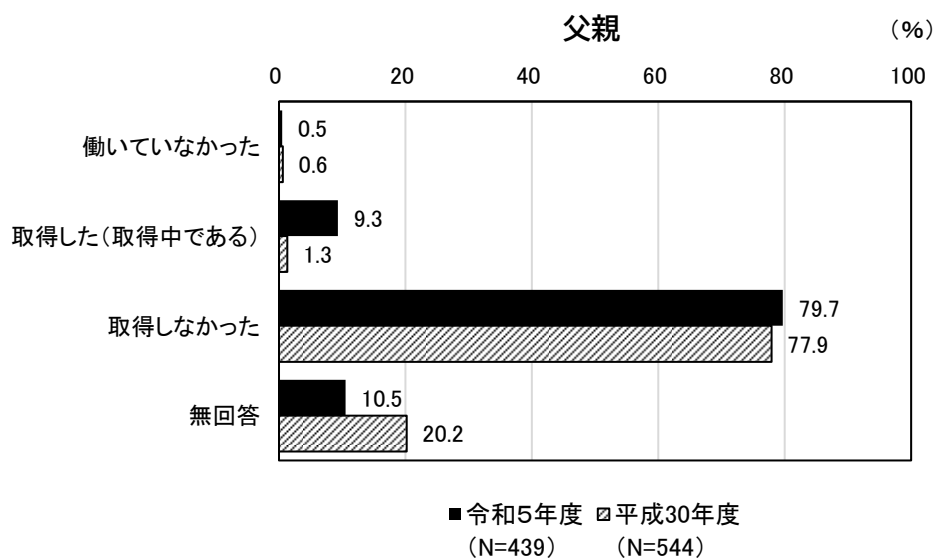
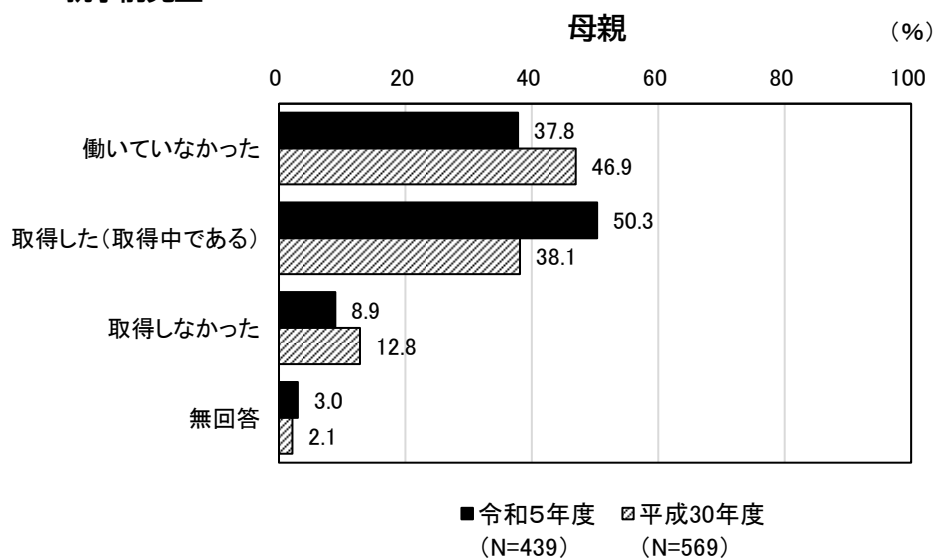


(8) 育児休暇の取得状況

母親の育児休暇の取得状況について聞いたところ、「取得した（取得中である）」が最も多く50.3%、次いで「働いていなかった」が37.8%、「取得しなかった」が8.9%となっており、平成30年度と比較すると、「取得した（取得中である）」が12.2ポイント増加しています。

父親の育児休暇の取得状況について聞いたところ、「取得しなかった」が最も多く79.7%、次いで「取得した（取得中である）」が9.3%となっており、「取得した（取得中である）」が8.0ポイント増加しています。

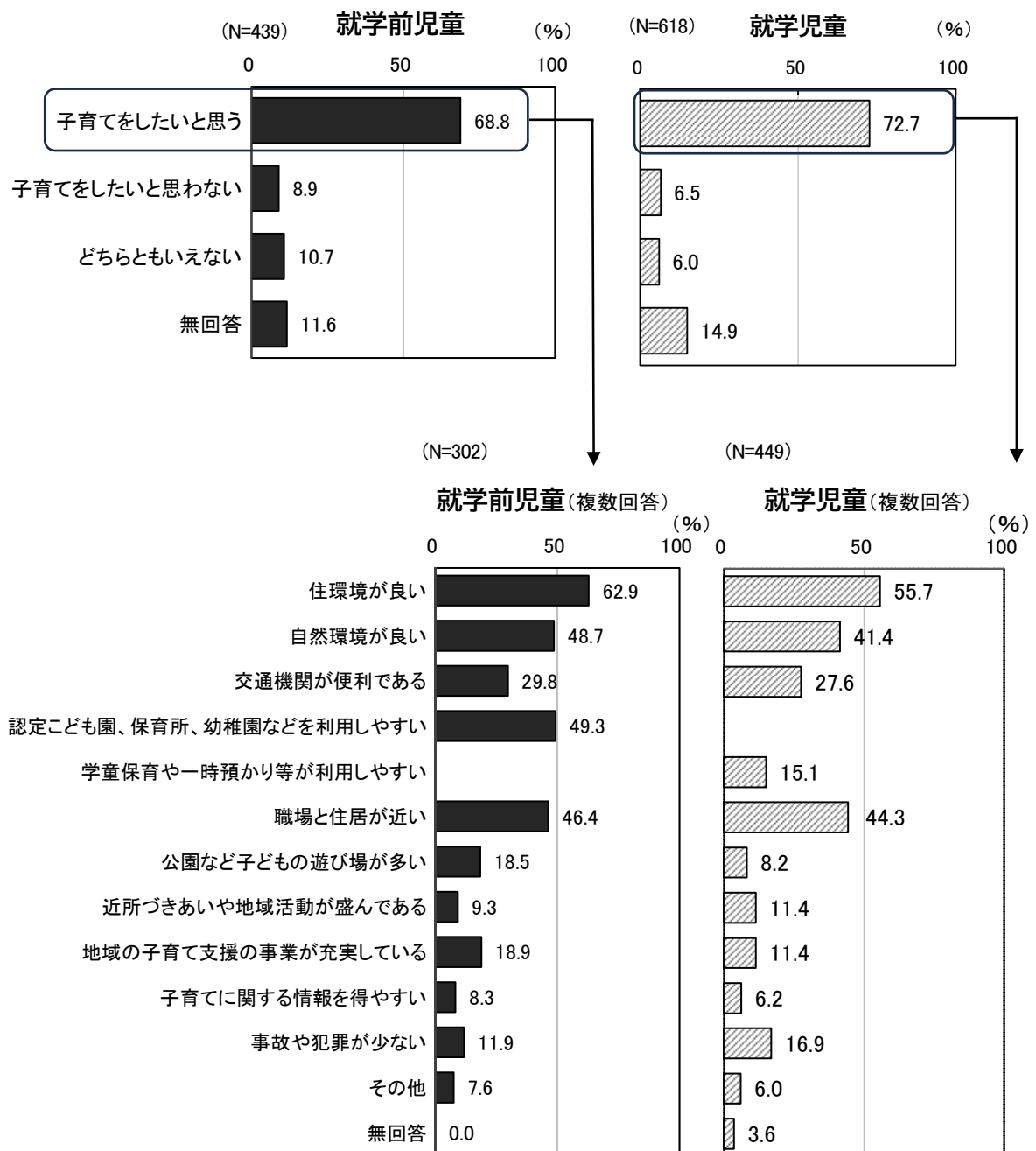
就学前児童



(9) 福崎町の子育て環境

福崎町で今後も子育てをしたいと思うかについて聞いたところ、就学前児童、就学児童ともに「子育てをしたいと思う」が最も多く、就学前児童が68.8%、就学児童が72.7%となっています。

また、福崎町で今後も子育てをしたいと思う方に、その理由について聞いたところ、就学前児童、就学児童ともに「住環境が良い」が最も多く、就学前児童が62.9%、就学児童が55.7%となっています。



※「学童保育や一時預かり等が利用しやすい」は就学児童のみ、「認定こども園、保育所、幼稚園などを利用しやすい」は就学前児童のみの選択肢

3 前期計画の評価

令和4年度に実施した、第2期計画の中間見直しで設定した目標事業量に対する達成状況は以下のとおりです。

(1) 教育・保育事業

◇ 1号認定(教育)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人	109	111	107	70	70
	確保方策	人	130	130	130	100	100
実績		人	63	66	57	55	54

1号認定については、量の見込みを下回る結果となりました。

◇ 2号認定(保育)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人	358	364	353	400	400
	確保方策	人	395	395	395	430	430
実績		人	63	406	405	400	372

2号認定については、令和2年度から令和4年度は量の見込みを上回り、令和5年度、令和6年度は量の見込みを下回る結果となりました。

◇ 3号認定(保育)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人	184	183	188	189	190
	0歳	人	29	29	29	29	29
	1・2歳	人	155	154	159	160	161
	確保方策	人	197	197	197	197	197
	認定こども園	人	197	197	197	197	197
(合計)		人	176	192	177	176	156
実績	0歳	人	25	33	31	24	10
	1・2歳	人	151	159	146	152	146

3号認定(保育)については、令和3年度のみ量の見込みを上回る結果となりました。

※令和6年度の実績は、令和6年4月1日現在の数値

(2) 地域子ども・子育て支援事業

◇ 時間外保育事業(認定こども園・保育所の延長保育)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人	150	150	150	150	150
	施設数	か所	6	6	6	6	6
	確保方策	人	150	150	150	150	150
	施設数	か所	6	6	6	6	6
実績		人	138	165	158	146	—
施設数		か所	6	6	6	6	—

時間外保育事業の利用者数については、令和3年度、令和4年度は量の見込みを上回る結果となりました。

◇ 放課後児童健全育成事業(学童保育)

			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	(合計)	人	291	294	303	311	322
		1年生	人	88	92	95	99	103
		2年生	人	64	69	72	75	78
		3年生	人	58	53	57	59	62
		4年生	人	47	41	38	41	42
		5年生	人	20	27	24	22	24
		6年生	人	14	12	17	15	13
	確保方策		人	291	294	303	311	322
実績		(合計)	人	293	325	342	347	354
		1年生	人	101	95	100	103	109
		2年生	人	71	88	77	83	90
		3年生	人	57	66	72	66	60
		4年生	人	38	44	50	55	48
		5年生	人	16	23	25	26	35
		6年生	人	10	9	18	14	12

放課後児童健全育成事業の利用登録者数については、量の見込みを上回る結果となりました。

※令和6年度の実績は、令和6年4月1日現在の数値

◇ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人日	40	40	40	40	40
	確保方策	人日	40	40	40	40	40
実績		人日	2	13	21	59	—

子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用実績については、令和5年度のみ量の見込みを上回る結果となりました。

◇ 地域子育て支援拠点事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人日	20,000	20,000	20,000	13,000	13,000
	確保方策	か所	3	3	3	3	3
実績		人日	8,918	8,889	7,928	9,001	—

地域子育て支援拠点事業の利用実績については、量の見込みを下回る結果となりました。

◇ 一時預かり事業

幼稚園型		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人日	1,280	1,200	1,200	500	500
	確保方策	人日	1,280	1,200	1,200	500	500
実績		人日	338	90	145	110	—

一時預かり事業(幼稚園型)の利用実績については、量の見込みを大幅に下回る結果となりました。

一般型		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人日	240	240	240	240	240
	確保方策	人日	240	240	240	240	240
実績		人日	170	147	190	142	—

一時預かり事業(一般型)の利用実績については、量の見込みを下回る結果となりました。

◇ 病児保育事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人日	0	30	30	30	30
	確保方策	人日	0	30	30	30	30
実績		人日	0	0	10	20	—

病児保育事業の利用実績については、本町では令和3年2月から実施しており、量の見込みを下回る結果となりました。

◇ 利用者支援事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	1	1	1	1	1
	基本型	か所	0	0	0	0	0
	特定型	か所	0	0	0	0	0
	母子保健型	か所	1	1	1	1	1
実績		か所	1	1	1	1	1

利用者支援事業の実施状況については、計画どおりの実績となりました。

◇ 妊婦健診事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人	210	210	210	180	180
		回	2,520	2,520	2,520	1,440	1,440
	確保方策	人	210	210	210	180	180
		回	2,520	2,520	2,520	1,440	1,440
実績		人	229	188	176	187	—
		回	1,796	1,362	1,222	1,423	—

妊婦健診事業の利用実績について、利用人数は、令和2年度、令和5年度は量の見込みを上回る結果となりました。利用回数は、すべての年度で量の見込みを下回る結果となりました。

◇ 乳児全戸訪問事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人	140	140	140	120	120
	確保方策	人	140	140	140	120	120
実績		人	142	126	106	102	—

乳児全戸訪問事業の利用実績については、令和2年度のみ量の見込みを上回る結果となりました。

◇ 養育支援訪問事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人	26	26	26	36	36
	確保方策	人	26	26	26	36	36
実績		人	29	37	36	26	—

養育支援訪問事業の利用実績については、令和2年度から令和4年度は量の見込みを上回る結果となりました。

4 福崎町の子育てにおける課題

これまでの現状と、前期計画の評価からみえる福崎町の課題は、以下のとおりです。

(1) 統計からみえる課題

- 年齢3区分別人口構成比をみると、年少人口が減少傾向にあり、園や学校の児童数も減少しています。
- 出生数は減少傾向にあり、その原因として、若年女性人口の減少や未婚率の上昇等が考えられます。
- ひとり親世帯が増加傾向にあり、経済的困難や子育ての孤立化、ひとり親の仕事と子育ての両立といった問題も増加していると考えられます。
- 女性の労働力率が25～54歳の間で80%以上と高くなっており、働く女性の割合が増加しています。そのため、共働き世帯の増加や保育ニーズが増加していると考えられます。

(2) アンケートからみえる課題

- フルタイムやパートタイムで働く母親が7割を超える中で、子育ては父母で行うといった意識が高まりつつあり、父親が育児休業を取得する家庭も増えていますが、保育ニーズは引き続き高い割合で推移することが考えられます。
- 子どもが病気で保育施設等を利用できなかった際に、母親もしくは父親が仕事を休む割合が増えており、職場等において、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりへの理解が進みつつあると考えられます。一方で、どうしても仕事を休めなかったり、親族・知人に看てもらえない保護者が、病児・病後児保育やその他の制度を利用しやすくなるような工夫や周知が必要です。

(3) 前期計画の評価からみえる課題

- 計画期間における子どもの数の減少に応じて、教育・保育事業の1号認定及び2号認定（3歳以上児）の人数も年々減少していますが、3号認定（3歳未満児）の人数は横ばい傾向にあり、今後もニーズに合った提供体制の確保をしていくことが必要です。
- 児童人口が減少傾向にある中で、放課後児童健全育成事業の利用登録者数は増加しており、利用率としては概ね上昇傾向にあります。女性の就業率の高まりや家庭環境の変化等から、今後も高いニーズで推移されることが予想されるため、利用ニーズに応じた提供体制の確保が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは、未来のまちの担い手です。次代の主役である子どもたちが健やかに成長するために、子どもたちの権利が十分に尊重される子育て社会をつくり上げていくことが求められています。

子育ての第一義的責任は保護者が有するという基本的な認識のもと、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応して、子どもの育ちと子育て家庭を地域全体で支援していく必要があります。そのためには、家庭、地域、事業者、行政等、地域社会を構成するすべての市民が、互いに連携し、支え合うことが重要です。

子育て家庭が安心と喜びを持って子育てができ、その結果、子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう、基本理念を「地域がともに支え合い すべての子どもと子育て家庭が安心して健やかに暮らせるまち ふくさき」と設定します。



2 基本的な視点

本計画の策定にあたって、以下の3つを基本的な視点として考えていきます。

(1) 子どもの視点

子どもがいいきと健やかに育つことのできるまちづくり

子どもの個性や意見が最大限尊重され、子どもの権利を守ることを根底に据え、次代を担う子どもたちが喜びを持って、いいきと育つことのできる環境づくりをめざします。

また、家族や地域住民の愛情のもとに他者とのふれあいを通じて健やかに育ち、基本的な生活習慣や社会性を身につけながら一人ひとりが自分らしくのびのびと成長し、幸せに暮らすことができる「子どもの最善の利益」を実現する社会をめざします。

(2) 親の視点

親が安心して子どもを産み育てられ子育てに喜びを感じられるまちづくり

すべての家庭において、親が安心とゆとりを持って子どもを産み育てられ、子育ての意義や喜びを感じられる環境づくりをめざします。

また、子どもにとって最も身近な存在である「家庭」での子育て力を育み、豊かな愛情を持って子育てに喜びを感じることができる社会をめざします。

(3) 地域の視点

地域が協力して子育てを支えることのできるまちづくり

行政をはじめ、地域の団体、事業者、地域住民一人ひとりが、子育て支援の意義や重要性に対する関心や理解を深め、それぞれが協働し、子どもの育ちと親の子育てを支援することができる環境づくりをめざします。

また、さまざまな機会を通じて子どもが意見表明でき、その意見が尊重されるような地域社会の形成をめざします。

3 基本目標

本計画の基本理念を実現するために、以下の6つの基本目標を掲げ、総合的に施策を推進していきます。

基本目標1：地域における子育て支援体制づくり

近年、都市化の進行や核家族化等により、地域と子育て家庭とのかかわりが希薄化するとともに、子育て家庭の孤立化が進み、親の不安感・負担感が増しています。

地域社会は子どもが成長する中で家庭と並ぶ重要な生活基盤です。本町では地域における子育て支援の充実を図るとともに、子どもと子育てを地域全体で支え合う環境づくりを推進します。

基本目標2：親と子の健康の確保と切れ目のない支援体制の充実

妊娠・出産・育児の期間は、それぞれ特有の不安や悩みを抱えやすい時期であるため、相談をはじめとする支援体制の充実が不可欠です。

母親が安心して妊娠、出産、子育てができるよう切れ目のない支援を行うとともに、子どもの健やかな成長の実現に向けて、保健・医療の面から子どもの健康確保をめざします。

また、子どもの健康づくりに向けて、食育や思春期の心のケア等、成長段階に応じた取組を推進していきます。

基本目標3：子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもたちが心身ともに健やかに成長するために、学校、家庭、地域はいずれも欠かせない要素です。

子どもの個性を尊重することを第一に、学校、家庭、地域それぞれの環境と教育力を生かし、子どもたちの「生きる力」を育む環境づくりをめざします。

基本目標４：仕事と子育ての両立の推進

女性の就業率の上昇に伴い、共働き家庭が増加しています。保護者が仕事と子育てを両立することができるように、多様なニーズに対応が可能な保育サービスの充実を推進します。

また、ワーク・ライフ・バランスの考え方を基本に、男性の育児参加を進めるとともに、すべての人が仕事と子育てに生きがいを持てるよう、家庭と両立しやすい就労環境づくりに向けた意識啓発に取り組みます。

基本目標５：子どもや子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくり

地域の中で子どもがのびのびと安心して過ごせる場所や機会が少なくなっています。子どもや子育て家庭が快適に過ごせる生活環境の整備を推進していくとともに、安全・安心に暮らせるまちづくりをめざします。

また、子どもの事故や子どもをねらった犯罪を未然に防ぐため、交通安全・防犯意識の向上に向けた啓発に取り組みながら、関係機関や団体等と連携を図り、子どもの安全確保の活動を推進していきます。

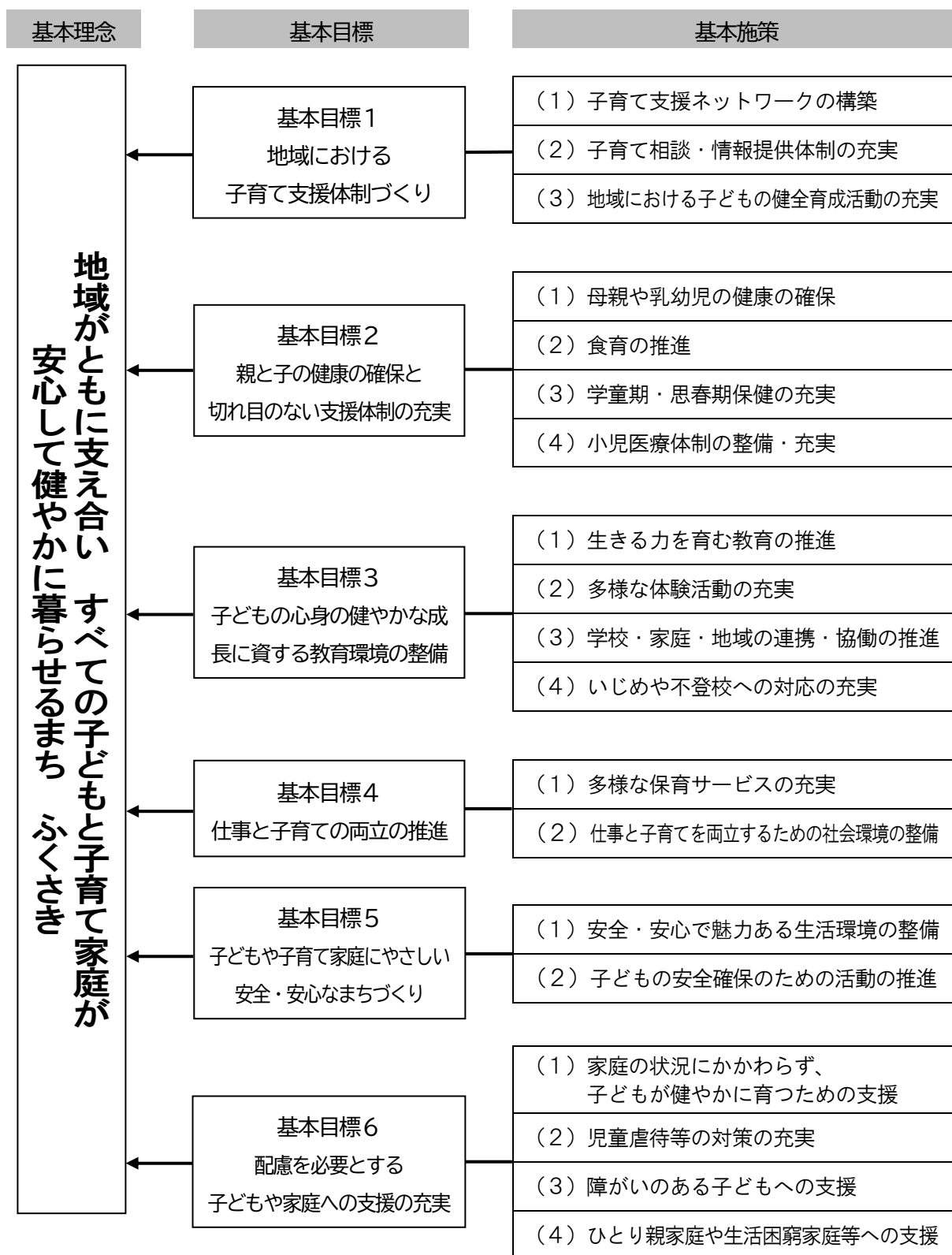
基本目標６：配慮を必要とする子どもや家庭への支援の充実

障がいや貧困、ひとり親家庭、いじめ、不登校等、さまざまな困難を抱える子どもや家庭に対して、それぞれの状況に応じたきめ細かい相談・支援体制の充実が求められます。地域の関係機関や団体等と連携を図り、困難の解消に向けた支援を推進します。

また、近年は子どもへの虐待も大きな社会問題となっており、虐待の防止と早期発見、早期対応に向けた対応力の向上が求められているため、関係機関や団体等との連携強化と支援体制の確立を図ります。



4 計画の体系



第4章 施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援体制づくり

(1) 子育て支援ネットワークの構築

施策の方向性

ふくさきっこステーション（福崎町こども家庭センター）や子育て支援センター、子育て学習センターを中心に、情報提供、相談の場としての機能向上に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、子育て支援ネットワークの構築に努めます。

現状と課題

- ・ 少子化や核家族化等の進行により、地域と子ども、子育て家庭のつながりが希薄化する中で、親が安心して子育てをし、子どもが健やかに育っていくために、子育て家庭を対象とした多様なサービスを提供するとともに、関係機関が連携して、子育て支援のネットワークを構築していくことが必要です。
- ・ 本町では、ふくさきっこステーションを中心に、子育てに関連する各部署や地域の関係機関等が連携しながら、横断的かつ切れ目のない支援体制づくりに努めています。
- ・ 子育て支援センター及び子育て学習センター（以下「子育て支援施設」という。）では、来所者が快適に過ごせる遊び場・集いの場として、安全・安心な環境づくりに努めています。

主な取組	取組内容
子育て支援体制づくりの推進	・ ふくさきっこステーションを中心に、保健、福祉、教育等、子どもと子育てに関連する各部署の相互連携を図ります。 ・ 地域の関係者、関係機関等が子育て支援に関する情報を共有し、連携を図ることで、適切な支援を提供できる体制を構築します。
子育て支援施設の整備・充実	・ 子育て支援施設において、乳幼児を中心とした子どもと保護者が気軽に集い交流できる、安全・安心で快適な施設づくりに努めます。 ・ 子育て支援専門員を配置し、子育て情報の収集や提供、子育て相談の窓口としての機能向上に努めます。
親子が集い、交流できる場の充実	・ 健康相談や健康教室の場において、親子の交流や保護者同士の交流を図ります。 ・ 子育て支援施設で子育て講座や親子参加型行事を実施し、子育て中の保護者が関心を持って参加できる学びの場を提供します。 ・ 子育てグループ活動や地域支援活動に継続して取り組み、子ども同士、親同士の交流や地域住民等との交流機会の創出に努めます。

(2) 子育て相談・情報提供体制の充実

施策の方向性

ふくさきっこステーションや子育て支援施設等における子育て相談体制を充実させるとともに、町の広報誌やホームページ等を活用しながら、子育て情報の提供体制の強化に努めます。

現状と課題

- ・ 情報化の進展に伴い、さまざまな媒体から子育てに関する知識や情報が容易に得られる状況にある中で、子どもの発達や子育てに不安を抱える保護者のために、正しい知識や適切な情報を伝えていくことが求められます。
- ・ アンケート調査では、気軽に相談できる人や相談場所がないという人がわずかにみられます。身近な親族からの支援が得られない、相談相手がいないなどの理由から孤立してしまう親に寄り添い、支援につなげていく仕組みが必要です。
- ・ 本町では、出産前後の相談や子育て・育児に関する相談等各種相談事業を定期的を実施しており、相談や情報提供の場があることを周知するとともに、地域の公的サービスや子育て支援施設等の情報についても積極的に提供していく必要があります。
- ・ 相談機能の向上においては、専門的な人員の配置による体制の整備や気軽に相談できる環境づくりが求められています。

主な取組	取組内容
情報提供の充実	・ 町の広報誌やホームページ、「ふくさきっこ子育てアプリ」等の媒体により、子育てに関する情報を定期的に発信していきます。 ・ 子育てに関する情報を集約した「ふくさきっこ子育てガイド」を活用し、わかりやすい情報提供に努めます。
相談体制の整備・充実	・ ふくさきっこステーションでは、すべての子どもと保護者を対象とした総合的な相談窓口としての機能を充実させていきます。 ・ 子育てに関する各種相談事業について、気軽に利用できる窓口を整備するとともに、専門的な人員の配置に努めます。 ・ 子育て支援施設においては、子どもを遊ばせながら気軽に相談できる雰囲気づくりに努め、必要に応じて専門的な相談機関へつなげていきます。
各種相談事業の充実	・ 妊産婦を対象とした妊婦相談や乳幼児を対象に保健師が個別に行う育児相談、健康相談など各種相談事業を継続して実施します。 ・ 健診や育児教室等で対象児や対象家庭を把握し、必要な人に必要な支援が行き渡るよう相談機会の周知や呼びかけに努めます。

(3) 地域における子どもの健全育成活動の充実

施策の方向性

子どもの健全育成を目的とした各種団体の活動を支援し、子どもたちが集まり、遊び学ぶことのできる環境の確保や地域行事への参画の促進を図ります。

現状と課題

- ・子どもの社会性の育成や地域への愛着の形成という視点からも、地域の多様な人材を活用し、子どもが地域の大人とかかわる機会を確保することが求められます。
- ・地域行事や子ども会活動においては、それぞれの地域や組織の規模や実情に応じた取組が必要です。
- ・アンケート調査では、子育てにおいて地域に支えられていると感じる人や、子どもの育ちにおける地域とのかかわりを重視する人が少なくなっている傾向があり、地域と子ども、子育て家庭とのかかわりや交流機会をどのように創出し充実させていくのが今後の課題のひとつです。

主な取組	取組内容
地域の子どもの育てる支援活動の推進	・地域の大人が地域の子どもの見守り、育てるためのコミュニティづくりを支援し、子どもとの交流を進めながら、地域ぐるみで子どもの健全育成に努めます。 ・各自治会、民生児童委員、青少年補導員、PTA等各種団体が連携し、地域の子どもの見守るボランティア活動等を推進していきます。
地域行事・地域活動等への支援	・地域行事や地域活動への参加を呼びかけ、子どもたちが地域住民とふれあい、社会性、自主性、協調性等を身につけていけるよう支援します。 ・地域の大人との交流や子ども同士の交流機会を創出し、児童の健全育成を図るため、地域行事や子ども会活動、校区のスポーツクラブやスポーツ協会の活動等を支援していきます。
学校・認定こども園における地域交流の充実	・体験農園等地域との交流事業を継続するとともに、児童と地域との交流がさまざまな形で展開できるよう内容の充実に努めます。
子どもの世代間交流機会の創出	・小中学校や認定こども園において、児童生徒の学校間の交流や異年齢交流等を実施するとともに、地域のイベント等への参加を呼びかけ、多世代交流の推進に努めます。

基本目標2 親と子の健康の確保と切れ目のない支援体制の充実

(1) 母親や乳幼児の健康の確保

施策の方向性

母親の妊娠期や出産時から、子どもの乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を図り、母親と子どもに対する総合的かつ切れ目のない支援の実施に努めます。

現状と課題

- ・ 母親の健康は子どもの健康に大きく影響することから、妊娠・出産期から乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を図り、総合的な健康支援を実施していくことが必要です。
- ・ ふくさきっこステーションでは、すべての妊婦に対して相談の機会を設けたり、定期的な健診の受診を勧奨したりしていますが、より積極的ななかかわりやきめ細かな支援の実施が求められています。
- ・ 乳幼児の健康相談や育児教室は高い参加率があり、その中で要支援児を早期に発見し、訪問等で支援する体制が整っています。今後は、要支援児をフォローするための受け皿の拡大や、高い専門性を持った職員による継続的な支援が可能となるような体制づくりが求められます。

主な取組	取組内容
妊婦の健康づくりの充実	・ 特定妊婦が増加傾向にあるため、相談機能の充実や教室への参加を勧奨することにより、心身ともに健やかに妊娠・周産期を過ごすことができるよう、知識の普及と支援の充実を図ります。 ・ 妊婦健康診査費助成事業の活用を促進を図り、妊婦が定期的に健診を受診し、安心して出産を迎えられるようにします。
乳幼児健康相談・教室の充実	・ 乳児を対象とした育児教室について、多くの人が参加できるようわかりやすく周知していくとともに、保護者が自身や子どもの健康づくりに対して積極的に取り組んでいけるよう、内容の充実に努めます。
乳幼児の疾病予防と障がいの早期発見・早期対応	・ 乳幼児健康診査、予防接種等を推進し、乳幼児の疾病予防と障がいの早期発見に努めます。 ・ 乳幼児期の虐待ケースや発達障がいのあるケースの早期発見、早期対応のため、訪問指導を充実させるとともに、関係機関との連携を強化し、状況に応じたフォロー体制の確立を図ります。 ・ ケースごとの対応のノウハウや専門的な知識の習得のため、研修受講や情報交換等により職員の資質向上に努めます。

歯の健康づくり	・乳幼児健康診査等で、歯の大切さや歯磨きの励行を促し、日常の育児の中での歯の健康づくりを推進します。 ・就学後のう歯率の上昇を抑制するための取組の検討に努めます。
乳幼児期の事故防止対策等の普及促進	・乳幼児健診や育児教室等の機会に、乳幼児突然死症候群の予防や子どもの発達段階に合った事故防止の普及に努めます。
地域子ども・子育て支援事業の推進	・子ども・子育て支援法に基づく、地域子ども・子育て支援事業を推進し、制度についての周知を図ります。 ●妊婦健診事業 必要に応じて妊婦に対して健康診査の補助を行います。 ●産後ケア事業 出産後に家族等からの支援が受けられない、または育児や健康上の不安がある保護者を対象に、助産師による家庭訪問や医療機関等の宿泊、通所サービスを実施し、乳児との新生活を支援します。 ●乳児家庭全戸訪問事業 生後2か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児の困りごとの相談や子育て支援に関する情報提供、養育環境等の把握及び助言を行います。 ●養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の養育能力を向上させるための相談支援を行います。 ●子育て世帯訪問支援事業 訪問支援員が家事・子育てに不安や負担を抱える家庭を訪問し、傾聴や支援を行うことで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの未然防止に取り組みます。 ●親子関係形成支援事業 児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対して、適切な関係性の構築をめざすための支援を行います。



(2) 食育の推進

施策の方向性

保健センターにおいて、食の大切さを啓発し、乳幼児期からの望ましい食習慣の実践を促すとともに、学校、認定こども園において、子どもの成長段階に応じた食育の取組を推進します。

現状と課題

- ・適切な食生活は健康的な生活を送る上で重要であり、乳幼児期から望ましい食習慣を身につけていくことが大切です。
- ・認定こども園や小中学校では、給食に地元の食材や旬の食材を用いた献立や、季節の行事や地域文化に触れる献立等を考え、子どもたちが多様な食体験ができるように工夫しています。
- ・食育イベントやライフステージごとの食育教室を行い、一人でも多くの方が食への関心を高め、望ましい食習慣を実践できるように取り組んでいます。今後はより効果的な取組になるよう事業の内容や実施方法の工夫を検討する必要があります。

主な取組	取組内容
学校等における食育の推進	・学校等の給食では、毎日の給食の食体験が望ましい食卓のイメージにつながるよう献立に配慮し、食事の楽しさを実感できるように努めます。また、給食時間に栄養教諭等による食育指導を継続して実施し、食事や栄養への関心を高めていきます。 ・就学前の教育・保育の場においては、子どもの成長段階や理解度に応じて、「食」に関する学びの機会を設けるとともに、保護者と学ぶ食育教室の推進に努めます。
乳幼児期における食育の推進	・乳幼児期における健康相談や健康教室において、保護者及び子どもに対する個別栄養指導を実施し、健全な食習慣を実践できるよう指導するとともに、子育てにおける食に関する不安や悩みの解消に努めます。 ・子育て支援施設や認定こども園、給食センター等と連携を図りながら、食育に関する情報提供を行うことで、より効果的な食育推進をめざします。
地域ぐるみの食育への取組	・家庭はもとより、認定こども園、小中学校、地域、農業生産者等食にかかわる関係機関・団体がさらに連携を強化して食育を推進します。 ・令和6年度に食育計画の見直しを行い、令和7年度には「福崎町第2次すこやかヘルスプラン（令和8年～令和12年）」を策定し、広く周知することで、町民一人ひとりが食への関心を高め、健全な食生活を実践できるよう、普及啓発に努めます。

(3) 学童期・思春期保健の充実

施策の方向性

学童期・思春期の児童生徒の健全育成に向けて、発達段階に応じた健康教育や性教育等に取り組めます。また、思春期の子どもが抱える心の問題に気づき、サポートするための支援体制づくりに努めます。

現状と課題

- ・近年、社会情勢や家庭形態等の変化に伴い、子どもを取り巻く環境は複雑化、多様化しています。そのため、学童期・思春期において、生命の大切さを学ぶ機会や性に関する正しい知識や態度を身につけるための学習機会の充実が求められています。また、家庭、学校、地域が連携して、子どもをサポートできる体制づくりが必要です。
- ・町内の小中学校で「思春期支援教室」を継続的に実施し、年代に応じた性に関する学びを進めています。また今後は、就学前教育においても子どもの成長段階や理解度に応じた幼児期の性教育にも取り組んでいく必要があります。
- ・教職員については、定期的なカウンセリングマインド研修の実施により、思春期の心のケアに必要な資質の向上に努めています。今後は、スクールカウンセラーを含め、専門機関等と常時連携できる体制を築くことが必要です。

主な取組	取組内容
学校教育における健康教育・性教育の推進	・小中学校において、保健体育科、道徳科及び総合的な学習の時間の中で発達段階に応じた性や性感染症予防の学びを進めます。 ・飲酒・喫煙、薬物乱用防止等に向けた学習の機会を設け、健康教育の充実に努めます。 ・「思春期支援教室」を継続して実施するとともに、保健センターや専門講師等と連携し、より効果的な指導法や支援体制を検討し、実践します。
学童期・思春期の家庭教育の充実	・家庭教育学級やさまざまな相談機会を通じて、子どもの性教育をはじめ、学童期・思春期の身体面・精神面の発達や変化、この時期のコミュニケーションの取り方等について、助言や啓発を行います。 ・必要に応じ、助産師等の相談機会を設けるなど、子どもへの対応や見守りについて助言をしていきます。
思春期の心のケアの充実	・思春期における心のケアの充実を図るために、養護教諭やスクールカウンセラーを中心に組織的な相談体制の構築に努めます。 ・専門機関と連携した教職員のカウンセリング技術の習得をめざすとともに、今後もスクールカウンセラーの配置を促進します。

(4) 小児医療体制の整備・充実

施策の方向性

子どもの急病時等に速やかに必要な救急医療が受けられるように、広域救急医療体制の整備に積極的に協力していきます。また、小児医療機関、救急医療機関等の周知を徹底するとともに、かかりつけ医を持つことの重要性の啓発に努めます。

現状と課題

- ・子どもの命と健康を守る上で小児医療の充実は必要不可欠であり、適正な受診機会を確保する必要があります。
- ・現在町内には1小児科を含む17医療機関（歯科を除く。）があり、病気の治療や予防接種を担っています。また、救急医療体制としては、在宅当番医制度を導入しており、郡内の病院・診療所の医師が当番を決めて広域的に対応していますが、夜間の急病等対応できない場合は、近隣の急病センターを利用している状況です。
- ・アンケート調査では、身近に相談できる人として、「かかりつけ医」を選択した割合が前回調査より増加しており、医療面だけでなく、相談機会という意味でもかかりつけ医を持つことが重要となっています。

主な取組	取組内容
広域的な小児医療体制の整備	・兵庫県保健医療計画に基づき、神崎郡医師会や地域の医療機関等と連携を図り、広域的な観点から小児医療体制の整備に協力します。また、小児救急医療や災害時の小児・周産期医療の体制整備についても積極的に協力していきます。
医療機関の情報提供の充実	・町内の医療機関、医療体制だけでなく、周辺地域の医療機関や救急医療体制等に関する情報提供をさまざまな機会をとらえて行います。 ・子どもの急な病気等について相談できる「兵庫県子ども医療電話相談」と「播磨姫路小児救急医療電話相談（子どもの急病やケガについて、看護師や医師が対応）」の運営を支援し、周知を図ります。
かかりつけ医の普及促進	・家庭訪問や乳幼児健診等さまざまな機会をとらえて、子どもの健康管理に身近なかかりつけ医を持つことの大切さを啓発します。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 生きる力を育む教育の推進

施策の方向性

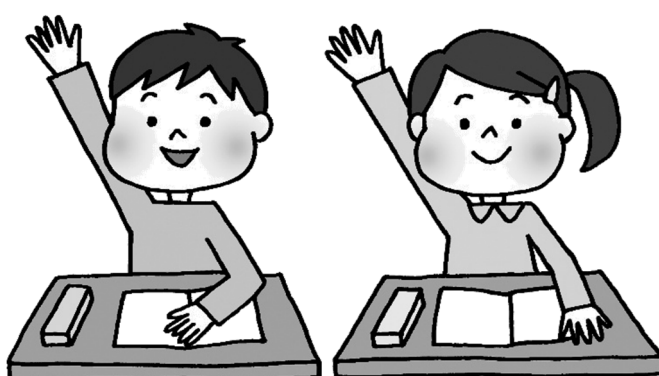
基本的生活習慣の確立や基礎的な学力の定着に取り組むとともに、生きる力を育む教育を推進し、子どもの豊かな育ちと学びを保障できる質の高い教育の提供に努めます。

現状と課題

- ・教育現場においては、児童生徒が自ら学ぼうとする意欲、自ら考え判断し行動する力、個性を生かし自らの能力を伸ばす力といった、「生きる力」を養う教育と、生命の尊さを感じ、他人を思いやる「心の教育」が求められています。
- ・これから親となる世代が乳幼児とふれあう機会を学校や地域で積極的に創出し、乳幼児への愛着や育児・子育てへの関心を高めるとともに、男女が協力して子育てをすることの大切さを啓発していくことが必要となっています。

主な取組	取組内容
乳幼児ふれあい体験の充実	・学校教育における乳幼児とふれあう機会について、対象年齢や実施機会の充実に努め、乳幼児や育児に対する関心を喚起していきます。 ・認定こども園において、高校生や大学生のボランティアを受け入れるなど、次代の親となる子どもが乳幼児とふれあう機会の充実に図ります。
男女が協力して家庭を築き、子育てを実現するための啓発	・男女が協力して家庭を築き、子どもを育てることの意義や子育ての楽しみや喜びについて、学校教育や各種講座等を通じて啓発していきます。
就学前教育・保育の充実と質向上の推進	・就学前教育においては、教育・保育要領に基づき、基本的生活習慣を確立し、遊びを創意工夫する力、社会性や思いやりの心、豊かな感性を育てるとともに、教育内容の研究・向上に努めます。 ・教育・保育及び子育て支援の質向上を図るため、保育教諭に対する実践的な研修の実施や相互共助体制の構築に努めます。 ・コーディネートやマネジメントを行う指導的立場となる保育教諭の育成に努めます。
学校教育の充実	・学校教育では、基礎基本の確実な習得を図るとともに、人権教育や情報教育のさらなる推進と国際理解教育等、多文化共生の学びを進めます。 ・家庭や地域との連携を進めるとともに、各校の独自性を大切にしながら、地域に根差した特色ある学校づくりをめざします。

主な取組	取組内容
幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進	・就学前児童と小学校児童が相互に交流することで、幼児教育から学校教育への円滑な接続が可能となるような機会を創出します。 ・保育教諭と小学校教諭との意見交換や、合同研究会及び研修会等相互交流の機会への参加に努めます。 ・幼児期の教育・保育と小学校教育の接続を意識したカリキュラムを編成し、子どもの育ちと学びの連続性を保つため、つながりを意識した指導方法を検討していきます。



(2) 多様な体験活動の充実

施策の方向性

自然体験や社会体験、さまざまな行事への参加を通じて、地域との交流を促進するとともに、子どもの社会性を育む環境づくりを推進します。

現状と課題

- ・子どもは遊びやさまざまな体験を通して、社会性、自主性、協調性を学んでいますが、家庭・地域の教育力の低下等を背景に、体験機会の不足が懸念されており、地域においてさまざまな体験活動の機会を子どもたちに提供することが必要です。
- ・本町では、中学校において「トライやる・ウィーク」を実施し社会体験学習に取り組むほか、社会教育事業として、自然や地域の中でさまざまな体験事業や教室を実施することで、児童の健全育成に努めています。

主な取組	取組内容
自然体験学習・社会体験学習の充実	・子どもたちが自然とふれあい、学習できる場の提供を充実させるとともに、遊びのプログラムの中に教育環境の要素を取り入れるための研究に努めます。 ・地域の理解と協力を得ながら、「トライやる・ウィーク」の職場体験を継続して実施します。
読書活動の推進	・子どもの成長期の基礎教育として読書活動を位置づけ、毎月29日を「フクちゃん読書の日」、3月9日を「サキちゃん読書の日」と定めて、読書に親しむ機会の確保に努めます。 ・乳幼児期から絵本を通じて愛情いっぱい「ことば」を語りかけることで、乳幼児の健やかな成長を促します。また、保護者自身が子どもとのふれあいに心のやすらぎを感じる機会となるよう啓発していきます。
地域への愛着を高める学習機会の充実	・地域に伝わる伝承行事や祭り、文化財の保護活動等への参加を促進するとともに、子どもたちが地域の伝承文化について学び、地域への愛着を高めることができるような学習機会の充実を図ります。
体験活動を通じた健全育成の推進	・子どもの肉体的・精神的な健全育成のため、地域と連携してさまざまな体験をする機会を提供するとともに、内容の充実に努めます。 ・社会体育事業として、自然の中で体験活動を行う事業やニュースポーツを体験するイベント等を継続して実施し、体験を通じた児童の健全育成に努めます。

(3) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

施策の方向性

学校・家庭・地域が連携・協働する仕組みづくりを促進し、地域全体で子どもの成長を支える環境の創出に努めます。

現状と課題

- ・核家族化や地域のつながりの希薄化等により、家庭や地域の教育力の低下が懸念されていることから、学校・家庭・地域の連携を強化し、地域ぐるみで子育て支援に取り組む必要があります。
- ・本町では、地域に根差した学校づくりを推進していますが、今後は学校と地域がより一層連携し、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが求められています。
- ・家庭においては、子育ての第一義的責任は保護者が有するという基本的な認識のもと、家庭教育の充実を図り、家庭の教育力向上にも取り組む必要があります。

主な取組	取組内容
地域に開かれた学校づくりの推進	・学校と地域が連携して、学校行事等の機会を通じて子どもとの交流の充実を図るなど、地域に開かれた学校づくりをめざします。 ・地域全体で子どもの成長を支える基盤をつくるため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の実施に向けた検討、協議を進めます。
学校施設の活用の充実	・学校の余裕教室や校庭、体育館を地域住民や地域の団体に広く開放し、地域の交流促進に努めるとともに、適切な環境整備に努めます。
家庭教育に関する学習機会の充実	・学校や認定こども園において、家庭への教育支援を継続して実施し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習や情報提供に努めます。 ・乳幼児健診、育児教室、相談事業を通じて、健やかな子どもの成長発達のためのより良い保護者支援を実施し、家庭教育を推進します。 ・PTA（保護者）を対象とした家庭教育学級を実施し、保護者の交流を図りながら、さまざまな講座や体験等を通じて、家庭の教育力向上に努めます。

(4) いじめや不登校への対応の充実

施策の方向性

いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、学校、家庭、関係機関が連携し、相談・支援体制の充実を図り、一人ひとりの児童生徒に寄り添った多様な支援に努めます。

現状と課題

- ・近年、不登校児童生徒の数は全国的に増加傾向にあり、福崎町においても重要課題となっていることから、学校、家庭、関係機関がより一丸となって取り組むことが必要です。
- ・本町では、学校において、スクールカウンセラーや不登校支援員の配置や校内サポートルームの設置、福崎町教育支援センター（のぞみ教室）の開設により、児童生徒の心のケアと学習支援体制の充実に努めています。また、ふくさきっこステーションや関係機関と連携を図り、情報共有しながら、一人ひとりの状況に応じた支援に努めています。

主な取組	取組内容
学校における支援体制の充実	・学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校指導員等を配置し、横断的連携の強化を図り、児童生徒及び親の心のケアのための相談・支援の充実を図ります。 ・不登校対策マニュアルやいじめ防止基本方針を作成し、教職員が指針を共有し支援体制を構築することで、未然防止や早期対応・早期解消につなげられるよう取り組んでいきます。 ・児童生徒へのアンケート調査や教育相談を実施し、実態把握に努めるとともに、学校が組織として一体となり、児童生徒が発信するＳＯＳをいち早く察知できるように取り組んでいきます。
相談・支援体制の充実	・ふくさきっこステーションで実施している家庭自立相談日について周知を図り、不登校や家庭内暴力等課題のある児童生徒の利用を促し、関係機関と連携を図りながら継続的な支援をめざします。 ・要保護児童対策地域協議会では不登校部会を設置するとともに、必要に応じてケース会議を開催するなど、関係者や関係機関で情報共有し、適切な支援を協議します。

基本目標4 仕事と子育ての両立の推進

(1) 多様な保育サービスの充実

施策の方向性

保護者の仕事や家庭の状況等に対応した多様な保育サービスの提供を図るとともに、制度の周知に努めます。

現状と課題

- ・保護者が安心して仕事と子育てを両立させるためには、多様化する保護者のニーズに合った環境づくりや保育サービスの提供が必要になります。
- ・アンケート調査では、就学前児童の母親のフルタイムで働く割合が増加しており、また本町ではひとり親家庭も増加傾向にあり、保育サービスや多様な子育て支援を必要とする家庭が増えている状況がうかがえます。子どもを安心して預けることができる保育環境の整備が求められています。

主な取組	取組内容
就学前教育・保育事業の推進	・幼保連携型認定こども園において、就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を総合的に行います。 ・教育・保育施設の適切な運営管理を図るとともに、施設修繕や人材確保に努め、提供体制の整備を推進します。
教育・保育の適切な情報提供	・就学前児童数や教育・保育施設等の利用状況を把握し、地域の実情に応じて、適切な情報提供に努めます。 ・教育・保育施設の利用情報を広く周知し、産後及び育児休業後における教育・保育施設の利用支援に努めます。
地域子ども・子育て支援事業の推進	・子ども・子育て支援法に基づく、地域子ども・子育て支援事業を推進し、制度についての周知を図ります。 ●時間外保育事業（延長保育） 通常の保育時間を超えて児童を預かってほしい場合に時間を延長して保育を行います。 ●放課後児童健全育成事業（学童保育） 就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に保育を行う事業です。 ●子育て短期支援事業（ショートステイ） 保護者が身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、養育・保護を行います。

主な取組	取組内容
	●地域子育て支援拠点事業 地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の事業を実施します。 ●一時預かり事業 認定こども園や保育所等を利用していない子どもについて、家庭での保育が困難となる場合等に一時的に預かる事業「一般型」を実施します。また、1号認定を受けた子どもを通常の教育時間を超えて預かる「幼稚園型」についても実施します。 ●病児保育事業 病気やケガで教育・保育事業が利用できない児童と保護者に必要な支援を行います。 ●子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。（今期計画において、事業実施の検討を行います。） ●乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行う事業です。（今期計画において、事業実施の検討を行います。）
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	・子ども・子育て支援法第58条の2に規定する「子ども・子育て支援施設」の利用者に対し、幼児教育・保育の無償化を実施するため、適切な給付を行います。 ・制度についての周知徹底を図ります。



(2) 仕事と子育てを両立するための社会環境の整備

施策の方向性

仕事と子育てを両立するための環境づくりや、夫婦で協力して子育てを行う意識づくりを進めるため、労働者や事業者、地域住民への啓発を推進します。

現状と課題

- ・近年、女性の社会進出が進み、夫婦共働き世帯が多くなっているとともに、その就業形態も多様化していることから、家庭、事業者、行政等が連携し、仕事と子育てを個々の希望するバランスで両立できる環境づくりを進めていく必要があります。
- ・アンケート調査では、子育てのサポートとして重要だと思えるものとして、子育てと仕事の両立ができる職場環境やパートナーの育児参加や協力を挙げる割合が高くなっており、職場や社会において、子育てに配慮された職場環境の整備や周囲の理解が求められています。
- ・育児休業については、父母ともに育休取得割合が増加しており、労働者の意識の高まりや事業者における育児制度の取組が推進されている状況がうかがえます。

主な取組	取組内容
子育てしやすい職場環境づくりの啓発	・事業者に対して、育児休業制度の導入と利用促進、労働時間の短縮等の啓発を図るとともに、職場の従業員にも子育て支援の重要性についての意識啓発を行い、仕事と子育てが両立できる雇用環境づくりへの理解・協力を求めています。
男女共同参画の意識啓発と促進	・家庭、地域、職場での男女の固定的な役割分担意識を是正するための啓発に努めるとともに、教室や講座等に父親の参加を呼びかけ、男性の子育てへの参加を促します。 ・男女ともに職業生活重視の考えを改め、家庭生活や地域生活に積極的に参加していくための意識啓発に努めます。
産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	・教育・保育の利用に関して、子育て支援施設やふくさきっこステーションの相談窓口や広報、ホームページ、子育てアプリ等により、必要な情報を取得できる環境を整備します。
労働者の職業生活と家庭生活との両立の推進	・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現のための働き方の見直しや仕事と子育ての両立のために、関係機関と連携し、地域住民や事業者への啓発に努めます。

基本目標5 子どもや子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくり

(1) 安全・安心で魅力ある生活環境の整備

施策の方向性

子どもや子育て家庭が安心して暮らし、いきいきと活動できる生活環境を整備するとともに、ユニバーサル社会の実現に向けた安全で快適なまちづくりの推進に取り組みます。

現状と課題

- ・子どもや子ども連れの保護者、妊婦等の利用を前提とした公共施設や公園、道路環境等については、「子育てバリアフリー」の推進が必要です。
- ・アンケート調査では、地域の公園等への高いニーズがあり、子どもが自由にのびのびと活動できる場所の充実が求められています。また、福崎町で子育てをしたい理由として、職場と住居が近いことを挙げる割合が高く、住環境が整った住み良いまちづくりが求められます。
- ・公園やスポーツ施設、社会教育施設においては、設備の修繕や更新を行い、安全・安心で快適な環境整備に努めています。

主な取組	取組内容
子どもが地域で安心して遊べる空間の確保	・公園やふれあい広場の点検・修理を進めるとともに、安全面、防犯面等からの総合的な整備・改修を進め、子どもたちが安心して遊べる環境整備に努めます。 ・各種スポーツ施設や社会教育施設についても、施設の補修工事等を随時行い、子どもが安心して集い、さまざまな活動ができる環境づくりを推進していきます。
公共公益施設等の環境づくりの促進	・「子育てバリアフリー」化をめざして、公共公益施設等を中心に、子どもや子ども連れで利用しやすい施設や設備の整備に努めます。
道路交通環境の整備	・子ども等が安全かつ円滑に通行できるよう、歩道の有効幅員の確保や段差の解消等、バリアフリー化を図るとともに、ガードレール、信号機、道路照明等の道路インフラの維持・拡充を行い、安全性に配慮した道路整備に努めます。 ・交通量等を考慮しつつ、狭あい部の解消に努め、安全の確保を図るとともに、規制標識や案内標識の整備・充実を進めます。
良好な居住空間の確保	・少子高齢化等の社会情勢の変化や、多様な家族形態、生活様式に留意した「安全・安心な住まいづくり」の促進を図ります。 ・地域で増加する空き家等の対応については、「福崎町空き家等対策計画」に基づく取組を推進します。 ・町営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、修繕や空き家の除去等、適正な管理を行います。

(2) 子どもの安全確保のための活動の推進

施策の方向性

子どもや子育て家庭が地域で安全・安心に生活ができるよう、認定こども園、学校、家庭、地域の関係者、関係機関等が連携し、交通安全教育の実施や防犯体制の強化を推進します。

現状と課題

- ・子どもの安全を確保するために、警察、認定こども園、学校、関係団体等が連携し、地域が一体となって取組を推進していくことが必要です。
- ・本町では、防犯委員や青少年補導委員による巡回活動やコミュニティヘルパーによる登下校時の見守り等、地域住民による子どもを守る活動が推進されており、これらの活動を継続していくことが重要です。
- ・交通安全対策においては、町内の小中学校での自転車教室、認定こども園での幼児交通安全教室を実施するほか、自治会等での交通安全教室を実施し、交通安全意識の醸成に努めています。

主な取組	取組内容
交通安全教育の推進	・親や子どもを対象として、警察、認定こども園、学校、関係団体等が連携して、学校園における交通安全教室を実施するとともに、自治会単位で交通安全ビデオの視聴や講話等の交通安全教室を継続して実施します。
通学路の安全確保	・通学路は生活道路の一部であり、通学路のみならず地域全体が安全な道路環境となるよう生活道路対策と連携して対策を進めていきます。 ・比較的幅員が狭い箇所や見通しの良くない場所等がある場合は、警察や道路管理者等関係機関と協議しながら、改善方法の検討を行います。 ・登下校時においては、警察、交通指導員、青少年補導委員、コミュニティヘルパー等、地域の方々の協力を得ながら、安全確保に努めます。
地域ぐるみの防犯体制の構築	・警察、学校、関係機関、関係団体等がより一層連携を図り、防犯活動を強化していくために、防犯に関する情報提供を充実させるとともに、地域の事故・犯罪に対する迅速な情報提供体制の構築をめざします。 ・まちづくり防犯グループや地域のボランティアによる見守り活動を支援し、地域ぐるみで防犯活動を推進していきます。 ・地域住民と警察との連絡拠点として、集落ごとに防犯連絡所を設置し、地域安全活動を継続して推進していきます。

主な取組	取組内容
「こどもを守る 110 番の家」の周知徹底	・「こどもを守る110番の家」の趣旨を理解し、その場所について認識してもらうために、子どもや親に対して、学校や広報等を通じた周知徹底を図ります。 ・地域において多数の協力者を得るために、事業の必要性を呼びかけ、町民への啓発に努めます。
防犯意識の高揚	・犯罪防止の広報活動や街頭キャンペーン等による啓発活動を行い、子どもを犯罪から守るための意識啓発と自主的な防犯意識の高揚を図ります。
有害情報から子どもを守る取組の推進	・性や暴力等に関する過激な内容の情報媒体や、SNSを通じた出会い系サイトや学校裏サイト等による犯罪、被害を防止するため、学校、家庭、関係団体等が連携を図り、情報の提供や啓発を進めます。



基本目標6 配慮を必要とする子どもや家庭への支援の充実

(1) 家庭の状況にかかわらず、子どもが健やかに育つための支援

施策の方向性

さまざまな状況にある家庭が安心して子育てができ、すべての子どもが健やかに育つための支援を推進します。

現状と課題

- ・育児にかかる経済的負担感が大きいために、希望する子どもの数が持てなかったり、子どもを持つことをためらったりする場合があることから、子育てにかかる経済的な負担を軽減するための支援の充実が求められています。
- ・子育て家庭を取り巻く環境や子育て家庭が抱える問題が複雑化、多様化しているケースが増えており、家庭の状況にかかわらず、子どもが健やかに育つための支援が求められています。

主な取組	取組内容
経済的負担軽減施策の周知	・児童手当や保育料軽減措置等、制度の周知を図っていきます。 ●児童手当 高校生年代までの児童（18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童）を養育している方に支給されます。 ●児童扶養手当 父または母と生計をともにできない児童を養育している人や、父または母に極めて重度の障がいがある場合等に支給されます。 ●特別児童扶養手当 心身または精神に障がいのある20歳未満の児童を監護する父または母、もしくは父母にかわってその児童を養育している人に支給されます。 ●保育料軽減制度 低所得世帯や多子世帯など一定の要件に該当する保護者に対し、認定こども園等の利用者負担（保育料）を軽減します。
乳幼児医療費助成等の継続	・乳幼児等・こども医療費の助成を継続して行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。 ●乳幼児等・こども医療費助成 医療保険で診察を受けた高校3年生までの子を対象に、医療費の自己負担を全額助成します。 ●母子家庭等医療費助成 18歳までの子または20歳未満の高校在学中の子を監護している母子家庭の母、父子家庭の父、その児童を対象に、医療費の自己負担を全額助成します。

主な取組	取組内容
	●未熟児養育医療 体重2,000g以下で生まれた赤ちゃんで、医師が入院養育を必要と認めた場合に、入院医療費等を公費で負担します。
マタニティタクシー利用助成の実施	・妊娠期の保護者を対象に、陣痛や破水等出産のための受診や、体調不良等により自力で妊婦健診の受診が困難な場合に利用したタクシー代の一部を助成します。
不妊治療にかかる助成の実施	・体外受精及び顕微授精の特定不妊治療にかかる治療費助成事業並びに不育症治療支援事業を実施し、対象者の経済的な負担軽減を図っていきます。
外国にルーツのある子ども・家庭への支援	・外国にルーツのある子ども（両親またはそのどちらか一方が、外国出身者である子ども）が教育・保育や子育て支援制度を円滑に利用できるよう、保護者等への支援を行います。 ・学校等においては、基礎学力の向上に向けたサポート体制を整備し、子どもの状況に応じた学習支援に努めます。

(2) 児童虐待等の対策の充実

施策の方向性

地域住民や子育て家庭に対し、児童虐待等の広報啓発を行うとともに、認定こども園、学校、関係機関が連携強化することで、虐待の未然防止と早期発見に努め、相談や訪問による適切な支援を実施します。

現状と課題

- ・児童虐待の防止策としては、不安やストレス等を抱えている親に対して、相談体制の充実を図り、育児不安や負担感を取り除き、地域全体で支えていく体制を構築することが必要です。
- ・ふくさきっこステーションでは、実態把握、相談対応、情報提供、連絡調整など要支援児童に関する支援全般に係る業務を行い、関係機関と連携しながら、虐待の早期発見・早期対応に努めています。
- ・認定こども園や学校においても、気になるケースがあるときは速やかに相談機関や警察等に連絡相談し、未然防止に努めています。また、関係機関と連携しながら、対象となる子どもや保護者への適切な支援や見守りの実践に努めていく必要があります。

主な取組	取組内容
児童虐待防止対策の充実	・子どもにかかわる各機関が意識啓発、専門知識の向上に努め、連携を強化することで、児童虐待防止に取り組んでいきます。 ・児童虐待に関する広報啓発に努め、保護者や地域住民の関心を深め、早期発見につなげていきます。 ・要保護児童対策地域協議会を定期的開催し、ケースの進行管理を行い、適切な支援を継続していきます。
虐待対策にかかわる専門職等の資質の向上	・児童虐待や相談対応に関する研修会への積極的な参加を促し、職員の対応スキルの向上をめざしていきます。要保護児童対策地域協議会の中でも研修会を企画し、学校や地域の関係者が児童虐待に関する理解を深め、適切な対応につなげることで、地域の支援体制を強化していきます。
児童虐待等に関する相談体制の整備・充実	・乳幼児健診や訪問、相談事業等さまざまな形で相談体制を整備し、継続して実施します。 ・育児や子育てに悩んだときの相談体制を充実させるとともに、姫路こども家庭センターや通報ダイヤル等、24時間対応が可能な相談窓口の周知を徹底していきます。

(3) 障がいのある子どもへの支援

施策の方向性

年齢や特性等を踏まえた十分な支援が受けられるよう、多様な学びの場の充実に努めるとともに、障がいの有無にかかわらず、共に学び、互いに交流する機会の創出に努めます。また、教育機関と医療・福祉関係機関等が十分に連携し、乳幼児から学校卒業後まで一貫した計画的な教育や効果的な療育が行われる体制整備に努めます。

現状と課題

- ・障がいのある子どもの健全な育成を支援していくためには、妊婦及び乳幼児の健康診査、学校の健康診断の充実を図り、発達の遅れや偏り、障がいの早期発見ができる体制づくりと早期対応・早期療育を行うことのできる相談支援体制の充実が必要です。
- ・本町では、個々の子どもの特性を理解し、発達に応じた支援をしていくための療育や個別支援教育の提供に努めています。また、支援の必要な子どもにはサポートファイルを作成し、適切な支援が継続できるよう取り組んでいます。
- ・学校においては、児童生徒に対して、社会福祉協議会の協力のもと、車いす体験や視覚障がい体験等を実施したり、特別支援学校へ通う児童生徒が地元の学校で交流する機会を設けたりするなど、ハンディキャップを抱える人への理解の促進に取り組んでいます。

主な取組	取組内容
特別支援教育の充実	・一人ひとりの障がいに応じた多様な教育の展開を図り、教育体制を充実させるとともに、障がいのある子どもとない子どもがともに学ぶ機会を得て、お互いに正しい理解を持ち、「ともに生きる社会」づくりのための交流教育の推進に努めます。 ・一人ひとりの子どもに合った個別支援計画を作成し、適切な個別支援を提供できるよう教職員の資質向上を図るための研修に取り組みます。 ・個別に支援が必要な子どもについては、適切な支援が継続できるよう、保護者の理解を得ながら、保健センター、認定こども園、学校等が連携を図り、サポートファイルの作成・活用に努めています。
障がいのある子どもの理解のための啓発	・地域全体で障がいのある子どもやその家庭を温かく見守り、支援できるよう、地域住民に対し多様化する障がいと障がいのある子どもへの理解を深めるための啓発を図ります。
早期発見・早期支援の体制づくり	・障がいの原因となる持病や事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査を推進します。 ・乳幼児健診において、発達の遅れや偏り、もしくはその疑いがあるとされた子どもとその保護者に対し、子どもの発達を促す遊びの教室や専門相談員による発達相談への参加を呼びかけ、早期支援につなげていきます。 ・障がいのある子どもや医療的ケア児が保健、医療、福祉、教育等の支援を円滑に受けられるように、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の推進を図ります。

主な取組	取組内容
療育支援体制の整備・充実	・ 妊婦健診、乳幼児健診、相談事業、認定こども園への巡回相談等を継続して実施し、障がいの早期発見に努めるとともに、保護者へ理解を促し、専門相談での発達評価や診断につなげていきます。また、ケアステーションかんざき等の療育機関と連携し、療育支援体制の充実をめざします。 ・ 要保護児童対策地域協議会において、要支援ケースの進行管理と総合的な把握、課題の整理を行い、適切な支援を継続していきます。
経済的支援の実施	・ 特別児童扶養手当等の給付や医療費の助成等、障がいの状態や家庭の状況に応じた経済的支援を実施するとともに、制度の周知に努めます。



(4) ひとり親家庭や生活困窮家庭等への支援

施策の方向性

それぞれの家庭が自立した生活を営めるよう、就業環境の整備や各種手当の支給による経済的支援を行うとともに、必要な支援についての相談窓口に確実につながるような体制づくりを進めます。

現状と課題

- ・ひとり親家庭や生活困窮家庭の安定した生活に向けて、それぞれの抱える問題を的確に把握し、経済的支援だけでなく、育児相談や必要な情報提供を行うなど、自立に向けたさまざまな福祉サービスを充実することが必要です。
- ・本町では、ひとり親家庭は増加傾向にあり、各種手当や就学援助金等の経済的支援の充実、多様な保育体制の整備が求められるとともに、子育ての孤立化や負担感を軽減するための支援体制づくりが必要です。
- ・家庭の貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、学校、地域、関係機関が連携して子どもを見守り、心身ともに健やかな育ちを支援するための取組が必要です。

主な取組	取組内容
相談・指導体制の充実	・窓口相談やふくさきっこステーションにおける支援を充実させるとともに、ひとり親家庭の生活と安定に向けて、民生児童委員や主任児童委員、関係機関との連携を図りつつ、適切な助言・指導を行える体制を整えます。
生活支援の充実	・ひとり親家庭等の経済的負担の軽減に向けて、各種手当や就学援助金等の制度について周知徹底を図ります。 ・ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供や指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援や助言を行います。
経済的自立の促進	・ひとり親家庭等の経済的自立に向けて、能力開発や就業機会の確保に努めるとともに、就業環境を整えるための各種資金の貸付制度の充実や保育体制の充実を図ります。
早期発見・早期支援の体制づくり	・ふくさきっこステーションにおける乳幼児期からのかかわりを通して、困難を抱える家庭への訪問や相談を実施することで、生活困窮家庭の早期発見、早期支援に取り組みます。 ・要保護児童対策地域協議会において、ケースの進行管理を行い、関係機関と連携しながら、適切な支援ができるよう体制強化に努めます。
学校等における支援の充実	・学校等において、基礎学力の向上に向けた支援を行うなど、家庭環境や経済的格差により教育機会の不均衡をもたらすことがないよう子どもの状況に応じた学習支援を行います。 ・スクールソーシャルワーカー等を配置し、相談体制の充実を図り、困難を抱える子どもや家庭への気づきから、支援制度への円滑な接続が可能となるよう、関係機関と連携して取り組みます。

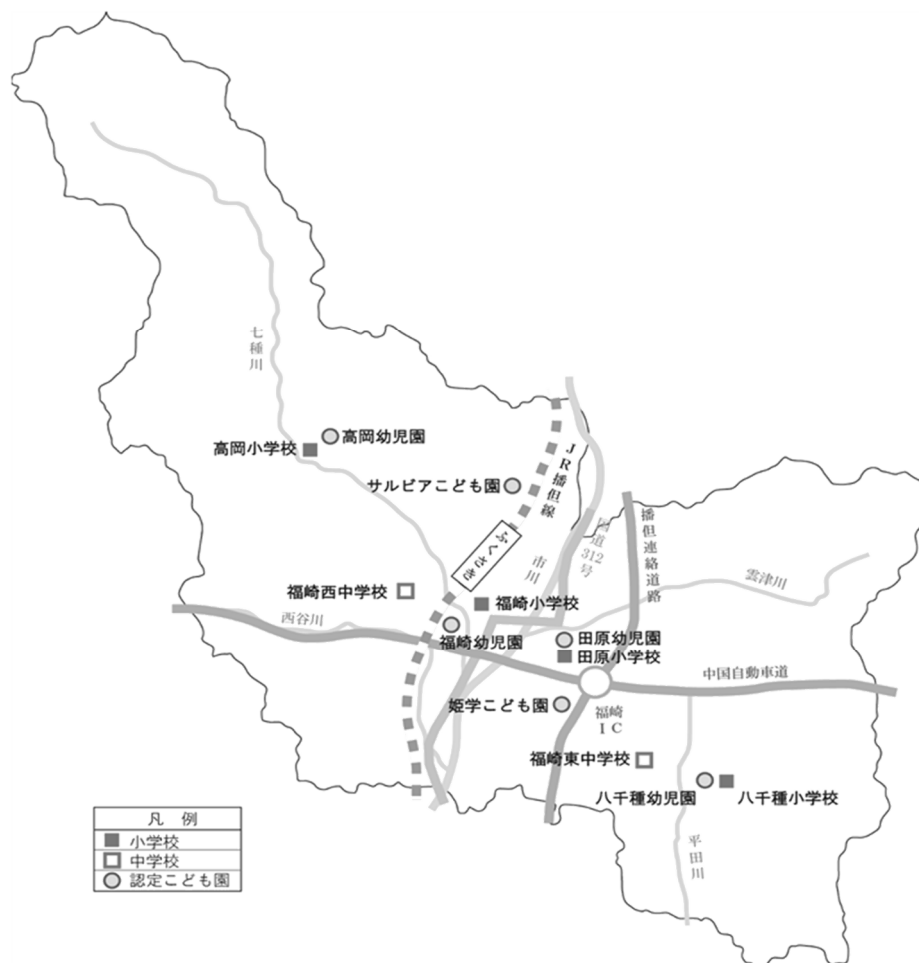
第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村は、地理的条件、人口、交通事業、教育・保育の利用状況その他の条件等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定することとされています。本町では、小学校区ごとの状況を考慮した供給体制の充実を図りながら、町全体を1つの教育・保育提供区域と定め、より効率的な教育・保育の提供を行います。

小学校	中学校	公立認定こども園	私立認定こども園
田原小学校	福崎東中学校	田原幼稚園	姫学こども園
八千種小学校		八千種幼稚園	
福崎小学校	福崎西中学校	福崎幼稚園	サルビアこども園
高岡小学校		高岡幼稚園	

【教育・保育の提供体制】



2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

教育・保育の提供体制の確保について、5年間の計画期間における各年度の量の見込みに基づき、計画的に推進していきます。

◇ 1号認定(教育)

- ・満3歳以上、教育標準時間認定
- ・幼稚園、認定こども園等での教育を希望される場合

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	55	53	50	48	49
②確保方策	人	100	100	100	100	100
認定こども園	人	100	100	100	100	100
③差し引き(②－①)	人	45	47	50	52	51

◇ 2号認定(保育)

- ・満3歳以上、保育認定
- ・保育を必要とする事由があり、保育所、認定こども園等での保育を希望される場合

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	346	335	312	303	306
②確保方策	人	415	415	415	415	415
認定こども園	415	415	415	415	415	100
③差し引き(②－①)	人	69	80	103	112	109

◇ 3号認定(保育)

- ・満3歳未満、保育認定
- ・保育を必要とする事由があり、保育所、認定こども園等での保育を希望される場合

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	173	176	177	175	172
0歳	人	29	28	28	28	27
1歳	人	65	67	66	65	64
2歳	人	79	81	83	82	81
②確保方策	人	195	194	194	194	194
認定こども園	人	195	194	194	194	194
③差し引き(②－①)	人	22	18	17	19	22

【確保方策】

教育・保育（1号認定、2号認定、3号認定）については、利用者のニーズを把握しながら、現在の提供体制を維持していきます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保について、5年間の計画期間における各年度の量の見込みに基づき、計画的に推進していきます。

◇ 時間外保育事業(認定こども園・保育所の延長保育)

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間等により、通常の保育時間を超えて保育を実施する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	143	141	134	131	131
施設数	か所	6	6	6	6	6
②確保方策	人	143	141	134	131	131
施設数	か所	6	6	6	6	6
③差し引き(②－①)	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

町内すべての認定こども園で実施しており、現在の提供体制を維持します。

◇ 放課後児童健全育成事業(学童保育)

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童(小学生)を対象に、小学校の余裕教室や専用施設等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です(対象児童:1～6年生)。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	364	341	333	323	304
1年生	人	103	87	98	90	79
2年生	人	97	90	76	86	79
3年生	人	63	68	63	53	60
4年生	人	53	48	51	48	41
5年生	人	32	33	30	32	30
6年生	人	16	15	15	14	15
②確保方策	人	364	341	333	323	304
③差し引き(②－①)	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

利用者ニーズを把握しながら、必要な提供体制を維持していきます。

◇ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	56	54	53	51	50
②確保方策	人日/年	56	54	53	51	50
③差し引き(②－①)	人日/年	0	0	0	0	0

【確保方策】

町外施設5か所に受け入れを依頼しており、現在の提供体制を維持します。

◇ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、グループ活動や子育て講座の開催等により、地域における子育て支援を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	10,200	10,260	10,140	9,900	9,720
②確保方策	か所	3	3	3	3	3

【確保方策】

子育て支援センター及び子育て学習センターにおいて事業を実施しており、現在の提供体制を維持します。

◇ 一時預かり事業

(i) 幼稚園型

幼稚園や認定こども園において、一時的に保育が必要となった1号認定児を対象に、通常の教育時間の前後や長期休業中等に保育を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	290	280	264	253	259
	1号認定	人日/年	290	280	264	253
②確保方策	人日/年	290	280	264	253	259
③差し引き(②－①)	人日/年	0	0	0	0	0

【確保方策】

町内すべての認定こども園で実施しており、現在の提供体制を維持します。

(ii) 一般型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園等において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	166	164	158	154	153
②確保方策	人日/年	166	164	158	154	153
③差し引き(②－①)	人日/年	0	0	0	0	0

【確保方策】

未就園児を対象とした一般型は、町内認定こども園4か所で実施しており、現在の提供体制を維持します。

◇ 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	30	30	30	30	30
②確保方策	人日/年	30	30	30	30	30
③差し引き(②－①)	人日/年	0	0	0	0	0

【確保方策】

神崎郡3町で事業を実施しており、現在の提供体制を維持します。

◇ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育ての保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	0	20	20	20	20
②確保方策	人日/年	0	20	20	20	20
③差し引き(②－①)	人日/年	0	0	0	0	0

【確保方策】

計画期間中に実施方法を検討し、提供体制を整備していきます。

◇ 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業です。

・実施機関：ふくさきっこステーション（福崎町こども家庭センター）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
②確保方策	か所	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1

【確保方策】

現在のこども家庭センター型を継続して実施します。

◇ 妊婦健診事業

妊婦が医療機関等で受診した健康診査について、所定の金額を公費負担する事業です。

- ・実施場所：妊婦健診実施医療機関
- ・検査項目：妊娠期における定期健診、血液検査、超音波検査、NST他
- ・実施時期：出産前日までの妊娠期

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	197	193	190	186	184
	回	1,453	1,423	1,401	1,372	1,357
②確保方策	人	197	193	190	186	184
	回	1,453	1,423	1,401	1,372	1,357

【確保方策】

現在の提供体制を維持します。

◇ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言、子育て支援に関する情報提供、養育についての相談等を行うことにより、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	115	113	111	109	107
②確保方策	人	115	113	111	109	107
③差し引き(②－①)	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

現在の提供体制を維持します。

◇ 養育支援訪問事業

家庭における安定した養育ができるよう、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	3	3	3	2	2
②確保方策	人	3	3	3	2	2
③差し引き(②－①)	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

相談事業を通じて要支援家庭を把握しながら、事業を実施していきます。

◇ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

対象者に対して、必要に応じて実施していきます。

◇ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

計画期間における実施見込みは未定です。

◇ 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	30	30	30	30	30
②確保方策	人日/年	30	30	30	30	30
③差し引き(②－①)	人日/年	0	0	0	0	0

【確保方策】

必要な利用者に対し事業を実施していきます。

◇ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

計画期間における実施見込みは未定です。

◇ 親子関係形成支援事業

児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	5	5	5	5	5
②確保方策	人	5	5	5	5	5
③差し引き(②－①)	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

実施方法を検討し、必要な利用者に対し事業を実施していきます。

◇ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	0	8	8	8	8
0歳児	人	0	3	3	3	3
1歳児	人	0	3	3	3	3
2歳児	人	0	2	2	2	2
②確保方策	人	0	8	8	8	8
③差し引き(②－①)	人	0	0	0	0	0

【確保方策】

利用ニーズを把握し、認定こども園等において提供体制を確保していきます。

◇ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	113	111	109	107	106
②確保方策	人日/年	113	111	109	107	106
③差し引き(②－①)	人日/年	0	0	0	0	0

【確保方策】

母子健康手帳交付時やその他の機会において、事業を実施していきます。

◇ 産後ケア事業

出産後6か月以内の母子に対し、心身の安定及び育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導や療養に伴う育児等に関する指導、相談その他の援助を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	29	29	29	29	29
②確保方策	人日/年	29	29	29	29	29
③差し引き(②－①)	人日/年	0	0	0	0	0

【確保方策】

町外医療機関8か所に受け入れを依頼しており、現在の提供体制を維持していきます。

第6章 計画の推進

1 点検、評価(PDCA)

本計画は、PDCAサイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行います。

また、計画に定めた量の見込みが実際の状況と大きく乖離し、見直しが必要と考えられる場合には、計画期間の中間年度を目安として計画の見直しを行います。

2 計画の推進体制

進行管理にあたっては、福崎町子ども・子育て会議において、意見を聞くものとします。

子育てにかかわる施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育等、多岐にわたっているため、計画の実施にあたっては、行政と関係諸機関とのネットワークをつくり推進していきます。また、国、県の関係機関とも連携を図っていきます。

3 計画の周知

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域全体、社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、行政のみならず、家庭、地域、事業所をはじめ、町民全員のそれぞれの立場における取組を示すものです。

そのため、町民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取組を実践・継続していけるよう、広報誌や町ホームページ等の多様な媒体を活用し、本計画の内容を公開し、町民への周知を図ります。

資料

1 福崎町子ども・子育て会議条例

平成25年6月18日

条例第20号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、福崎町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内でもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、最初に招集される会議は、町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年9月28日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 福崎町子ども・子育て会議委員名簿

対 象	所 属	氏 名	備考
子育てに関する有識者	神戸医療未来大学	佐々木 徹雄	会長
	区長会代表	志 水 利 雄	副会長
	主任児童委員	大畑 万紀子	
	町議会議員	河嶋 重一郎	
	子育て相談専門員	大 内 和 恵	
子育て中の保護者	八千種幼児園保護者	上 田 綾	
	福崎幼児園保護者	川崎 美由記	
	姫学こども園保護者	後 藤 梓	
	サルビアこども園保護者	新 免 江 里	
	子育て支援施設利用者	野 村 栞	
子育て支援事業従事者	姫学こども園	古 角 孝 之	
	サルビアこども園	日下部 智子	
	八千種幼児園	石 川 あゆみ	
	子育て支援センター	井 上 康 代	
	学童保育指導員	武 内 二 郎	

事務局	教育長	高 橋 渉	
	町参事 学校教育課 課長	大 塚 謙 一	
	学校教育課 課長補佐	三 輪 晃 子	
	学校教育課 主事	中 塚 真 由	
	ほけん年金課 副課長 保健センター 保健師	大 角 英 子	